



和歌山市公報

令和4年（2022年）3月31日

号外第7号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
15	和歌山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	3

【 規 則 】

14	市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（総務課）	11
15	和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課）	11
16	和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課）	15
17	和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
18	和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（住宅第1課）	17
19	和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（住宅第1課）	21
20	和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（住宅第2課）	24
21	和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（公園緑地課）	27
22	和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事課）	27
23	和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事課）	29
24	和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保健対策課）	29
25	和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（地域保健課）	30
26	和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則・・（保健対策課）	30
27	和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	31
28	和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	33
29	和歌山市財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（出納室）	34
30	和歌山市若竹学級費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（青少年課）	35
31	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	35
32	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・（消防総務課）	35

【 訓 令 】

1	和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	36
2	和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	36
3	和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企画政策課）	38
4	和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企画政策課）	38
5	和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	38

【 告 示 】

94	公示送達（交付要求通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	39
95	和歌山市営本町地下駐車場に係る利用料金の額（令和2年告示第68号）の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	39
96	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	39

97 公示送達（令和3年度第2期から第4期まで、第6期及び第7期国民健康保険料督促状）	（国保年金課）	39
98 公示送達（令和3年度第4期及び第8期介護保険料督促状）	（介護保険課）	40
99 自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	40
100 自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	41
101 放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	42
102 市議会臨時会の招集	（財政課）	42
103 公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	（保険総務課）	42
104 公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）	（保険総務課）	43
105 公示送達（令和3年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課）	43
106 生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出	（生活支援第1課）	43
107 生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出	（生活支援第1課）	47
108 道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課）	48
109 道路の供用開始	（道路管理課）	49
110 令和3年度補正予算の要領	（財政課）	49
111 公示送達（市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）	（納税課）	49
112 和歌山市指定文化財の指定	（文化振興課）	49
113 公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書）	（国保年金課）	50

【 公 告 】

○ 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	（まちなみ景観課）	50
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	50
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	51
○ 都市公園の設置及び供用開始	（公園緑地課）	51
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	51
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	52
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	（新型コロナウイルスワクチン接種調整課）	52

【 人事委員会規則 】

1 和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	53
2 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	53

【 教育委員会訓令 】

1 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程	（教育政策課）	53
-----------------------------	---------	----

【 教育委員会告示 】

5 教育委員会臨時会の招集	（教育政策課）	55
---------------	---------	----

【 企業局規程 】

1 和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	55
2 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	57
3 和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	125
4 和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	127
5 和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	128

【 企業局告示 】

7 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による排水設備等指定工事店の指定・	(企業総務課)	128
8 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・	(企業総務課)	128
9 公示送達（交付要求通知書）	(企業総務課)	129

【 消防局訓令 】

2 和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程	(消防総務課)	129
3 和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程	(消防総務課)	130

【 条 例 】

和歌山市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第15号

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第38条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第38条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の4に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第40条第5項第2号及び第50条第33項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第51条の3第4項中「第11項」を「第13項」に、「第6項及び」を「第7項及び」に、「及び次項」を「から第6項まで」に、「及び第6項」を「から第7項まで」に、「この項に」を「この項から第6項までに」に改め、同条第5項中「法人税法第69条第16項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「、前項」を「、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法人税法第69条第16項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

(2) 法人税法第69条第16項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

(3) 地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第51条の3第11項中「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改め、同項の表第6項の項中「第6項」を「第7項」に、「第9項」を「第11項」に改め、同表第7項の項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第11項を同条第13項とし、同条第10項中「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改め、同

項の表第6項の項中「第6項」を「第7項」に、「第9項」を「第11項」に改め、同表第7項の項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項第1号中「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第69条第20項」を「第69条第21項」に改め、「場合」の次に「（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）地方法人税法第12条第11項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第51条の3第9項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 対象事業年度について前項の規定を適用して第50条第29項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第51条の3第8項中「この項」の次に「から第11項まで」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「及び第9項第1号」を「から第11項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「次項から第9項まで」を「次項から第10項まで」に、「この項から第9項まで」を「この項から第11項まで」に、「この項及び第9項第1号」を「この項及び第10項第1号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の次に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第8項及び第9項第1号」を「第9項から第11項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 適用事業年度について前項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して第50条第29項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第51条の3の4第2項中「第6項」を「第7項」に、「第10項及び第11項」を「第12項及び第13項」に改める。

第53条の3第3項中「勧告若しくは」を削る。

第62条第2項中「第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者」の次に「（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同条第5項」を「同法第2条第5項」に改める。

附則第2条第1項第1号中「令和3年12月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「に第1項」を「に同項」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和3年12月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「に第1項」を「に同項」に改める。

附則第2条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

附則第4条の3の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法人の市民税の非課税）」を付する。

附則第4条の4を削る。

附則第5条の3第1項中「第51条の3第7項」を「第51条の3第8項」に、「同条第10項及び第11項」を「同条第12項及び第13項」に、「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

附則第6条第1項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同項第5号中「使用する者が」を「使用する者（令和4年4月1日以後に供用が開始された同法第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和5年度」に改め、同条第6項中「平成22年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「5分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「第15項」を「第14項」に改め、同条中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とし、同条第15項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項中「第24項」を「第23項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第19項を第18項とし、第20項を第19項とし、第21項を第20項とし、同条第22項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項」に、「同条第4項第6号」を「同条第3項第6号」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第1号ア中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ウ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とし、同条第25項中「令和4年3月31日までの間に」を「令和7年3月31日までの間に新設した」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第25項とし、同条中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、第29項及び第30項を削り、同条第31項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日」に、「同法第15条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第15条」に改め、「3分の2」の次に「（当該土地及び償却資産のうち同法第2条第3項第8号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の4分の3）」を加え、同項を同条第28項とし、同条第32項を同条第29項とし、同条第33項中「令和2年4月1日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第19条第7項の規定による公告があつた同条第1項に規定する地域計画において同条第3項の規定により地図に表示された同法第4条第1項に規定する農用地等に係る同法第19条第3項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第30項とし、同条第34項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第31項とし、同条第35項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第26条」を「第28条」に改め、同項を同条第32項とし、同条第36項を同条第33項とする。

附則第6条の2中「若しくは第12項」を削る。

附則第6条の3中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第7条第1項中「昭和38年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、「第7条の4の2第1項において同じ。」の次に「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「昭和39年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附則第7条の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第10条第2号」を「第

11条第1項に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の3第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項、第4項及び第5項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第9項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「改修工事」を「改修工事その他の工事」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第10項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第11項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第12項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第7条の4の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第4項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第5項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第6項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第7項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第7条の6第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表（イ）中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第15号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和4年改正前の条例」という。）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表（イ）中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について令和4年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第17項、第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第17項、第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第17項、第26項」を「附則第6条第16項、第25項」に、「第30項、第31項及び第34項」を「及び第31項」に改める。

附則第9条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第9条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和4年改正前の条例」を加える。

附則第16条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「固定資産税について」の次に「令和4年改正前の条例」を加える。

附則第22条の2第3項中「第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2の6第8項中「同条第5項」を「同条第1項」に、「第5項の」を「同項の」に改める。

附則第23条の3第8項中「同条第5項」を「同条第3項」に、「第1項の」を「同項の」に改める。

附則第23条の4の2第4項中「第1項の」を「同項の」に改める。

附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項の表以外の部分及び同項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

附則第39条第5項中「第18項」を「第17項」に改める。

附則第44条第1項を削り、同条第2項中「附則第2条の3の2第1項及び第3項並びに」を「附則第2条の3の2第3項及び」に、「附則第2条の3の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第37条第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

附則第45条第1項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に改める。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第31条第10項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第12項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第35条第3項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第37条第1項ただし書中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第32条第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第38条第2項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、「付記された事項」の次に「（総務省令で定める事項を除く。）」を加える。

附則第21条の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第31条第10項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第23条の2の5第2項を削る。

附則第23条の2の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「第37条第1項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市長においてやむを得ない事情があると

認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の次に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項の規定の適用がある場合における」を「第4項の規定の適用がある場合における」に、「附則第23条の2の6第5項」を「附則第23条の2の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項及び第9項を削る。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、和歌山市税条例第50条第12項を同条第23項とし、同項の前に6項を加える改正規定（同条第17項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の次に「（同条第5項の規定の適用がある場合には、同項第1号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第19項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の次に「（同条第5項の規定の適用がある場合には、同項第2号イに規定する場合における当該金額）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条の規定 公布の日

（2）第1条中和歌山市税条例第38条の2の見出し及び同条第1項並びに第38条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3の2第1項、第22条の2第3項、第37条及び第44条の改正規定並びに次条第1項から第6項まで及び附則第6条の規定 令和5年1月1日

（3）第2条及び附則第3条の規定 令和6年1月1日

（4）第1条中和歌山市税条例附則第7条の2第1項の改正規定（「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める部分に限る。） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（5）第1条中和歌山市税条例附則第6条第31項の改正規定（同項を同条第28項とする部分を除く。）並びに附則第4条第9項及び第5条第4項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日

（6）第1条中和歌山市税条例附則第6条第33項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分及び同項を同条第30項とする部分を除く。）並びに附則第4条第10項及び第11項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第38条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2条の3の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第

- 1 1条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第6項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第6項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第5項及び第6項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第5項及び第6項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第37条第2項及び第3項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第6項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第6項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第6項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第6項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第44条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第2条の3の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第44条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 旧条例附則第4条の4第1項の大会関連外国法人の令和4年1月1日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例（次項において「6年新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 6年新条例附則第23条の2の6第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第15号）第2条の規定による改正前の和歌山市税条例附則第23条の2の6第5項に規定する申告書（その提出期限後において市民

税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和7年3月31日までの間に旧条例第6条第2項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法（昭和29年法律第51号）第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「3分の1」とあるのは「3分の2」と、「3分の2」とあるのは「6分の5」とする。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成22年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第6項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに製造された旧条例附則第6条第12項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第29項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第30項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第29項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和2年4月1日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）附則第11条第2項に規定する同法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和2年4月1日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第11条第2項に規定する同法第2条の規定による改正前の）」とする。
- 12 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 14 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第7条の4第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第7条の4第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第7条の4の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 17 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第7条の4の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第30項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第29項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、和歌山市税条例第38条の3第1項の改正規定中「第38条の3第1項中」の次に「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

（令和4年3月31日揭示済）

【 規 則 】

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第14号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「信夫副市長」を「富松副市長」に、「富松副市長」を「越智副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月18日揭示済）

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第15号

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員服制規則（昭和42年規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表冬服の項中

折り襟
 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製ボタン各3個を2行に付ける。
 前面の左上部に1個、左右下部に各1個のポケットを付け、左右下部のポケットにはふたをつける
 形状は、図1のとおりとする。

を

折り襟
 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製ボタン各3個を2行に付ける。
 前面の左上部に1個、左右下部に各1個のポケットを付け、左右下部のポケットには蓋を付ける。
 左袖の上部には、別に定めるエンブレムを付ける
 形状は、図1のとおりとする。

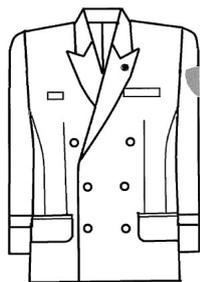
に改め、「開きとし、両前腰」の次に「及び左右後

部」を加え、「左右後部にビスポケットを各1個」を削り、「左側」を「後部左側」に、「すそ」を「裾」に改める。

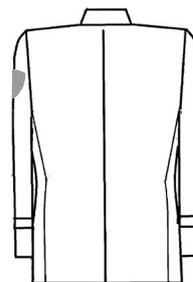
別表図1冬服の部を次のように改める。

冬服
上衣

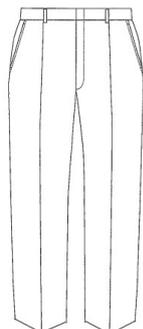
前面



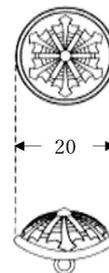
後面



下衣



ボタン



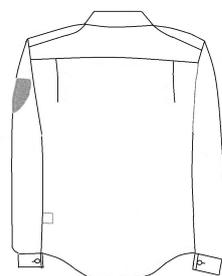
別表図1夏服の部を次のように改める。

夏服
上衣

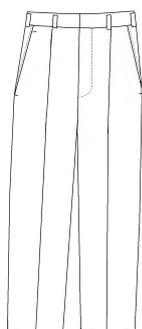
前面



後面



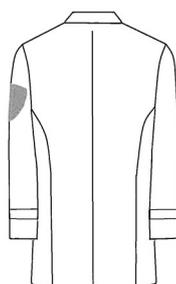
下衣



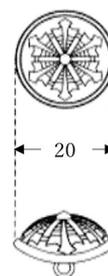
別表図2冬服の部及び夏服の部を次のように改める。

冬服
上衣
後面

前面



ボタン

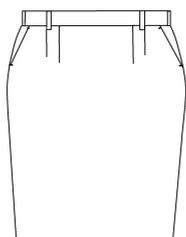


下衣

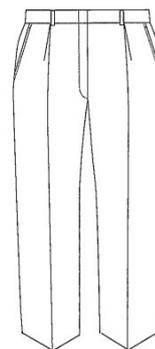
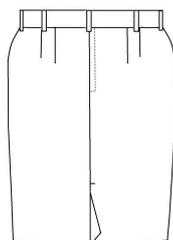
スカート

ズボン

前面



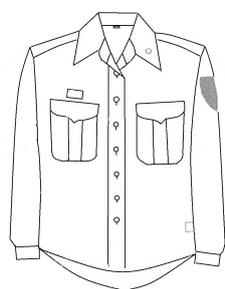
後面



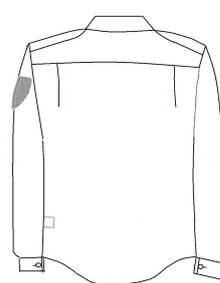
夏服

上衣

前面



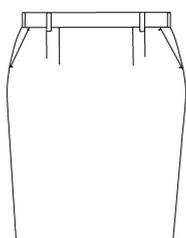
後面



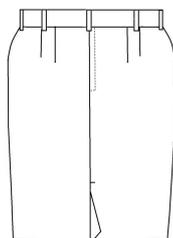
下衣

スカート

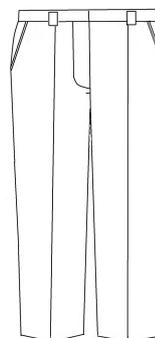
前面



後面



ズボン



附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防吏員服制規則の規定により定められている服制については、なお従前の例による。

（令和4年3月22日揭示済）

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第16号

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員服制規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表防火帽の項中「金属製」を「樹脂製」に、「地質に同じ」を「黒色とする」に、

「

ヘルメット型とし、内部には頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 周囲にひさしを付け、顎ひもは合成繊維とする。 形状は、図のとおりとする。

」

を

「

ヘルメット型とし、内部には頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 引き出し式の眼部保護用シールドを内装することができる。 周囲にひさしを付け、顎ひもは合成繊維とする。 形状は、図のとおりとする。
--

」

に、「耐熱性防水布」を「アラミド織

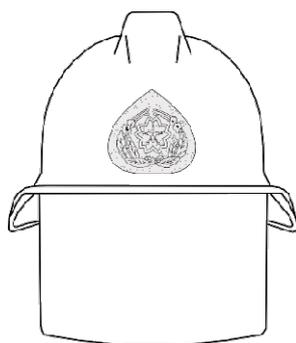
維」に改め、同表現場用外被の項を次のように改める。

防火衣	地質	濃紺色及びオレンジ色のアラミド繊維
	製式	立ち襟のロングコート式バンド付とし、中衣を取り付ける。 肩に耐衝撃材を入れ、前立ては、ファスナー及びマジックテープ留めとする。 反射材を圧着し、胸部左及び側腹部左右に蓋付きのポケットを付ける。 背面に和歌山市消防団名を表示する。 形状は、図のとおりとする。

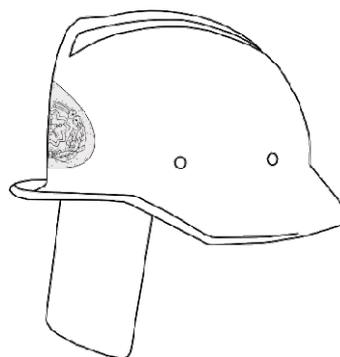
別表図防火帽の部を次のように改める。

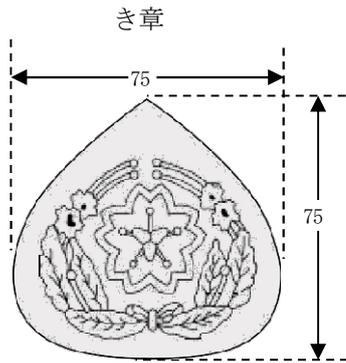
防火帽

正面

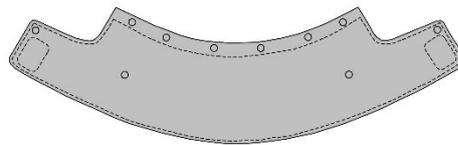


側面





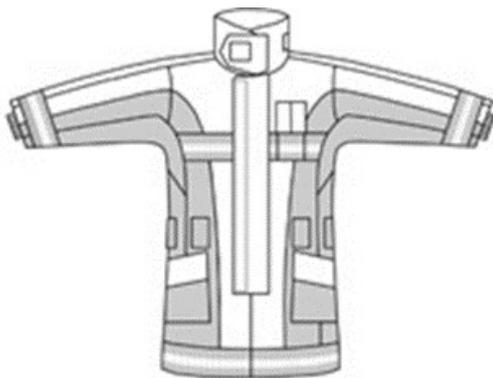
しころ



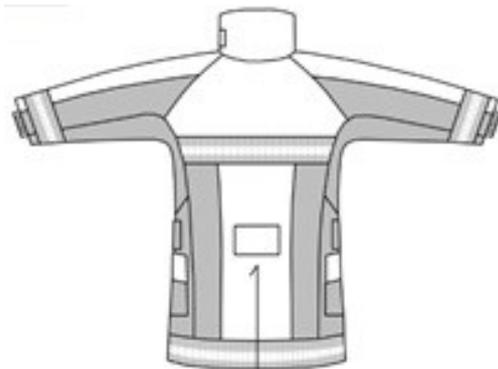
別表図現場用外被の部を次のように改める。

防火衣

前面



後面



附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防団員服制規則の規定により定められている服制については、当分の間、なお従前の例による。

（和歌山市消防団員の貸与品規則の一部改正）

- 3 和歌山市消防団員の貸与品規則（昭和33年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「現場用外被」を「防火衣」に改める。

（和歌山市消防団員の貸与品規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際、現に前項の規定による改正前の和歌山市消防団員の貸与品規則の規定により貸与されている被服等は、同項の規定による改正後の和歌山市消防団員の貸与品規則の規定により貸与された被服等とみなす。この場合において、当該みなされた貸与されている被服等の貸与期間の計算については、同項の規定による改正前の和歌山市消防団員の貸与品規則の規定により貸与した期間は、同項の規定による改正後の和歌山市消防団員の貸与品規則の規定により貸与した期間とみなす。

（令和4年3月22日揭示済）

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第17号

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市開発行為等に関する規則（平成12年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「別記様式第52号の2」を「別記様式第52号」に改め、同条第2項第7号を削る。

第20条の2の4中「区域は」の次に「、原則として」を加え、同条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域」を「第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域」に改め、「土地の区域」の次に「（同法第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として指定された土地の区域以外の区域のうち、安全性が確保されると市長が認める土地の区域を除く。）」を加え、同号を同条第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により浸水被害防止区域として指定された土地の区域

(6) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3.0メートル以上の土地の区域（安全性が確保されると市長が認める土地の区域を除く。）

第20条の2の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定された土地の区域

第20条の4中「及び第6号」を削る。

第20条の4の2中「第16条の4第7号」を「第16条の4第6号」に改める。

第20条の5中「第16条の4第8号」を「第16条の4第7号」に改める。

第20条の6中「第16条の4第9号」を「第16条の4第8号」に改める。

第20条の7中「第16条の4第10号」を「第16条の4第9号」に改める。

第20条の8中「第16条の4第11号」を「第16条の4第10号」に改める。

第20条の8の2中「第16条の4第12号」を「第16条の4第11号」に改める。

第20条の8の3中「第16条の4第13号」を「第16条の4第12号」に改める。

第20条の11中「及び第6号」を削る。

第20条の11の2中「第16条の5第7号」を「第16条の5第6号」に改める。

第20条の12中「第16条の5第8号」を「第16条の5第7号」に改める。

第20条の13中「第16条の5第9号」を「第16条の5第8号」に改める。

第20条の14中「第16条の5第10号」を「第16条の5第9号」に改める。

第20条の15中「第16条の5第11号」を「第16条の5第10号」に改める。

第20条の15の2中「第16条の5第12号」を「第16条の5第11号」に改める。

第20条の16中「第16条の5第13号」を「第16条の5第12号」に改める。

別記様式第52号の2を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月23日揭示済)

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第18号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「又は婚姻の予約者（条例第10条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。）」を「であって、住民票に記録されている男女の別が入居しようとする者と同一のもの」に、「その事実を証明する書類」を「それぞれの戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記様式第1号の2）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- （4）入居しようとする者に婚姻の予約者（条例第10条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。）があるときは、それぞれの戸籍謄本及び婚約等証明書（別記様式第1号の3）別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の2（第4条関係）

申立書兼証明書

（宛先）和歌山市長

年 月 日

私たち（ ）と（ ）は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

	申立者（入居申込者）	申立者（同居予定者）
ふりがな 氏 名		
生年月日		
住 所		

上記の両名は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

年 月 日 同居予定者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

別記様式第1号の3（第4条関係）

婚約等証明書

	入居申込者	婚約者
住 所		
ふりがな 氏 名		
生年月日		

上記の両名は、現に 婚約しており 特定公共賃貸住宅に入居する日以前に
 婚姻と同様の意思があり 特定公共賃貸住宅において、婚姻関係
入籍することに同意した ことを証明します。
における共同生活に類する共同生活を開始することに同意した

年 月 日 入居申込者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

年 月 日 婚約者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

備考 婚約者には、婚姻の届出をしないが婚姻と同様の意思があり、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を開始する意思がある者を含む。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第19号

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営住宅条例施行規則（平成9年規則第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「又は婚姻の予約者（条例第11条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。次条及び第22条において同じ。）」を「であって、住民票に記録されている男女の別が入居しようとする者と同一のもの」に、「その事実を証明する書類」を「それぞれの戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記様式第1号の2）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）入居しようとする者に婚姻の予約者（条例第11条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。次条及び第22条において同じ。）があるときは、それぞれの戸籍謄本及び婚約等証明書（別記様式第1号の3）

別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の2（第2条関係）

申立書兼証明書

（宛先）和歌山市長

年 月 日

私たち（ ）と（ ）は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

	申立者（入居申込者）	申立者（同居予定者）
ふりがな 氏 名		
生年月日		
住 所		

上記の両名は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

年 月 日 同居予定者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

別記様式第1号の3（第2条関係）

婚約等証明書

	入居申込者	婚約者
住 所		
ふりがな 氏 名		
生年月日		

上記の両名は、現に $\left[\begin{array}{l} \text{婚約しており} \\ \text{婚姻と同様の意思があり} \end{array} \right]$ 、 $\left[\begin{array}{l} \text{市営住宅に入居する日以前に入籍する} \\ \text{市営住宅において、婚姻関係における} \end{array} \right]$
 ことに同意した $\left. \begin{array}{l} \text{共同生活に類する共同生活を開始することに同意した} \end{array} \right\}$ ことを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人
 住 所
 氏 名
 連 絡 先
 本人との関係

年 月 日 婚約者側証人
 住 所
 氏 名
 連 絡 先
 本人との関係

備考 婚約者には、婚姻の届出をしないが婚姻と同様の意思があり、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を開始する意思がある者を含む。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第20号

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市改良住宅条例施行規則（平成9年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「又は婚姻の予約者（条例第17条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。）」を「であって、住民票に記録されている男女の別が入居しようとする者と同一のもの」に、「その事実を証明する書類」を「それぞれの戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記様式第3号の2）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）入居しようとする者に婚姻の予約者（条例第17条第5項に規定する入居可能日から3月以内に同居することができる者に限る。）があるときは、それぞれの戸籍謄本及び婚約等証明書（別記様式第3号の3）別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

別記様式第3号の2（第3条関係）

申立書兼証明書

（宛先）和歌山市長

年 月 日

私たち（ ）と（ ）は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

	申立者（入居申込者）	申立者（同居予定者）
ふりがな 氏 名		
生年月日		
住 所		

上記の両名は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

年 月 日 同居予定者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

別記様式第3号の3（第3条関係）

婚約等証明書

	入居申込者	婚約者
住 所		
ふりがな 氏 名		
生年月日		

上記の両名は、現に
〔 婚約しており
婚姻と同様の意思があり 〕、〔 改良住宅に入居する日以前に入籍する
改良住宅において、婚姻関係における
ことに同意した
共同生活に類する共同生活を開始することに同意した 〕 ことを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

年 月 日 婚約者側証人
住 所
氏 名
連 絡 先
本人との関係

備考 婚約者には、婚姻の届出をしないが婚姻と同様の意思があり、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を開始する意思がある者を含む。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第21号

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市児童遊園条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表有本中州公園の項の次に次のように加える。

有本長丁児童遊園	和歌山市有本251番9
----------	-------------

別表奥天神児童遊園の項の次に次のように加える。

小倉児童公園	和歌山市小倉36番161
--------	--------------

別表栗栖殿畑児童遊園の項の次に次のように加える。

栗栖殿畑第2児童遊園	和歌山市栗栖100番10
------------	--------------

別表坂田天神山児童遊園の項の次に次のように加える。

坂田天神山第2児童遊園	和歌山市坂田604番7 和歌山市坂田604番15
-------------	-----------------------------

別表西庄荘畑児童遊園の項の次に次のように加える。

西庄荘畑第2児童遊園	和歌山市西庄518番10 和歌山市西庄518番14 和歌山市西庄518番19 和歌山市西庄518番24 和歌山市西庄519番6
------------	---

別表布引児童遊園の項の次に次のように加える。

布引角太児童遊園	和歌山市布引846番21
----------	--------------

別表ネオボリス公園の項の次に次のように加える。

直川北出口児童遊園	和歌山市直川678番9
-----------	-------------

別表冬野申和田児童遊園の項の次に次のように加える。

冬野石桃児童遊園	和歌山市冬野1506番5
----------	--------------

別表森小手穂北沖田児童遊園の項の次に次のように加える。

森小手穂北沖田第2児童遊園	和歌山市森小手穂698番3 和歌山市寺内715番4
森小手穂堂ノ西児童遊園	和歌山市森小手穂905番9

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第22号

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市職員被服等貸与規則（昭和63年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表市民生活課建設総務課の項中「建設総務課」を削り、同表こども園の項中

スモック		1	2
エプロン		1	2
ビニール前掛け		1	2
ゴム手袋		1	1
トレーニングパンツ		1	4
ゴム長靴	夏季用	1	2
	冬季用	1	3

を

配缶用エプロン	1	2
ドライ用エプロン	2	2
ビニール前掛け	1	2
ゴム手袋	1	1
調理シューズ	3	2

に改め、同

表保育所の項中

保育調理業務員	調理衣	夏季用	2	2
		冬季用	1	2
	帽子		2	1
	スモック		1	2
	エプロン		1	2
	ビニール前掛け		1	2
	ゴム手袋		1	1
	トレーニングパンツ		1	4
	ゴム長靴	夏季用	1	2
		冬季用	1	3

を

ドライシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育調理業務員	調理衣	夏季用	2	2
		冬季用	1	2
	帽子		2	1
	配缶用エプロン		1	2
	ドライ用エプロン		2	2
	ビニール前掛け		1	2
	ゴム手袋		1	1
	調理シューズ		3	2
ウエットシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育調理業務員	調理衣	夏季用	2	2
		冬季用	1	2
	帽子		2	1
	配缶用エプロン		1	2
	ビニール前掛け		1	2
	ゴム手袋		1	1
	調理シューズ		1	3
	ゴム長靴		1	2

に改め、同表中央卸売市場の項の次に次のよ

うに加える。

建設総務課 教育施設課	現場作業に従事する職員	作業服（上、下）	2	3
		ヘルメット	1	5
		雨着	1	2
		防寒着	1	3
		ゴム長靴	1	2
		安全靴	1	2

別表教育施設課の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第23号

和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員通勤手当支給規則（平成16年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第12条第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 市長が別に定める額

第13条第2項第1号を次のように改める。

(1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第12条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6か月を超えるものがある場合 市長が別に定める額

第13条第2項第2号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「されている場合」の次に「（ウに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 市長が別に定める額

第14条第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 市長が別に定める期間

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第24号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1 BCGワクチンの項中「9,108円」を「11,308円」に改める。

別表第2 BCGワクチンの項中「9,108円」を「11,308円」に、「7,678円」を「9,878

円」に改める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を本市の区域外に所在する医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

（令和4年3月29日揭示済）

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第25号

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則（平成16年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「における当該不妊治療」の次に「であって、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定の適用がないもの」を加え、「この条において」を削る。

第3条中「当該特定不妊治療を受けた夫婦」の次に「のうち、採卵準備のための薬品投与の開始等の日が令和4年3月31日以前であり、同年4月1日から令和5年2月28日までの間に妊娠確認等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程が終了した（移植準備のための薬品投与等の開始日が令和4年4月1日以後であって、同年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚を凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合を含む。）もの」を加える。

第4条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

助成金の交付回数は、令和4年度において1回とする。ただし、特定不妊治療開始後の出産ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えることができない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第26号

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「医療費支給認定保護者が」を「医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が」に、「医療費支給認定保護者から」を「医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者から」に、「当該医療費支給認定保護者に」を「当該者に」に改める。

別記様式第1号中

「

フリガナ		性別
氏名		男・女

を」

「

フリガナ	
氏名	

に改め、「申請する保護者」の次に

「又は成年患者」を加える。

別記様式第2号中

「注意事項

- 1 この手続は、医療費の支給認定を受けている保護者（医療費支給認定保護者）が行うこととされています。
- 2 変更のあった事項のうち、該当するものにチェックを入れ、変更前と変更後の内容等を記載してください。

「注意事項 変更のあった事項のうち、該当するものにチェックを入れ、変更前と変更後の内容等を記載してください。」

改める。

別記様式第6号中

「

氏名		性別	
----	--	----	--

を

「

氏名	
----	--

に改める。」

別記様式第7号中

「

氏名		性別	男・女
----	--	----	-----

を

「

氏名	
----	--

に改める。」

別記様式第8号中「性別 男・女」を削り、

- 1 この手続は、医療費の支給認定を受けている保護者（医療費支給認定保護者）が行うこととされています。
- 2 変更の必要が生じた事項のうち、該当するものにチェックを入れるとともに、該当する事項のみを記載してください。
- 3 医療受給者証及び次の書類等を添付し、又は窓口で提示してください。
負担上限月額及び負担上限月額に係る事項に変更がある場合は、算定のために必要な書類
小児慢性特定疾病の名称に変更がある場合は、医師の診断書

「1 変更の必要が生じた事項のうち、該当するものにチェックを入れるとともに、該当する事項のみを記載してください。」

- 2 医療受給者証及び次の書類等を添付し、又は窓口で提示してください。
負担上限月額及び負担上限月額に係る事項に変更がある場合は、算定のために必要な書類
小児慢性特定疾病の名称に変更がある場合は、医師の診断書

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月30日揭示済)

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第27号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項第3号シ中「及び教育互助会」を削る。

第6条の7第4項第1号イ中「男女共生推進行動計画」を「男女共同参画推進行動計画」に改める。

第6条の9第2項第1号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 社会福祉連携推進法人に関する事。

第6条の12第4項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とする。

第6条の13の2第2項第1号ア中「等」を「・友好都市」に改め、同号イ中「外国」を「諸外国等」に改め、「経済」を削り、同号ウ中「外国」を「諸外国等」に改め、同号エ中「外国」を「諸外国等」に、「県出身者等」を「市出身者等」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 外国青年招致事業に関する事。

第6条の13の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 国際戦略班 次に掲げる事務

ア 国際戦略の推進に関する事。

イ 諸外国等との経済分野における交流に関する事。

ウ 諸外国等への本市のPRに関する事。

第6条の13の3第1項第1号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 有吉佐和子記念館に関する事。

第6条の13の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 文化施設班 次に掲げる事務

ア 和歌山城ホールに関する事。

イ 旧市民会館に関する事。

ウ 和歌の浦アート・キューブに関する事。

エ その他文化施設に関する事。

第6条の13の3第1項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項第2号オを削る。

第6条の16第4項第1号中エ及びオを削り、カをエとし、キからナまでをオからテまでとし、同項第3号に次のように加える。

オ 砂防に関する事。

カ 公有水面埋立てに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条の17第1項第1号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ マンション管理適正化推進計画に関する事。

第23条第1号アを削り、同号中イをアとし、ウをイとし、エからカまでを削り、同条第2号に次のように加える。

コ 出納室に属する予算及び経理に関する事。

サ 出納室に属する事務の改善を推進する事。

シ 出納室に係る行財政改革の実施に関する事。

ス 出納室内他班の所管に属しないこと。

別表第1産業交流局の部文化スポーツ部の款文化振興課の項中「国民文化祭推進班」を削る。

別表第5総務課の項を次のように改める。

総務課	法務専門主幹	任意	法務に係る高度に専門的な事務を掌理する。
	法務専門副主幹	任意	法務に係る専門的な事務を掌理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第28号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第16項を次のように改める。

16 訴訟、和解及び調停に関すること（支払督促に関するものを除く。）。	軽易な関係事務の処理		重要なもの		特に重要なもの	軽易な関係事務の処理にあつては総務課長、重要なもの及び特に重要なものにあつては総務局長、総務部長及び総務課長、訴訟を行わせる職員を指定する場合にあつては人事課長、予算を伴うもの（軽易な関係事務の処理を除く。）にあつては財政局長、財政部長及び財政課長
-------------------------------------	------------	--	-------	--	---------	--

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第39項中「総務課長」の次に「（後援の決定及び市名又は市章の使用の許可に限る。）」を加える。

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項に次のように加える。

(21) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定すること。			○							
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第7号を次のように改める。

(7) 予算の流用及び配当替え	軽易なもの		重要なもの					○	重要なもの	重要なもの
-----------------	-------	--	-------	--	--	--	--	---	-------	-------

別表第2個別決裁事項の危機管理局危機管理部に関する事項の表総合防災課の項第5号中「避難勧告及び指示」を「避難情報の発令」に改め、同項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次のように加える。

6 地域防災計画を策定すること。							○		
------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第2個別決裁事項の健康局保健医療部に関する事項の表指導監査課の項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

4 社会福祉連携推進法に人に関すること。	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの						
----------------------	-------	-------	---------	--	--	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項の産業交流局観光国際部に関する事項の表和歌山城整備企画課の項に次のように加える。

4 南別館の使用を許可すること。	更新のもの	新規のもの							
------------------	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項の都市建設局建築住宅部に関する事項の表住宅政策課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次のように加える。

8 マンションの管理に関する計画の認定に関すること。	○								
----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項の消防局に関する事項の表消防総務課の項第1号中「任命」の次に「及び休団」を加え

る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日掲示済）

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第29号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者による納付）

第41条の3 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

2 法第231条の2の3第2項の告示は、法及び施行規則に定めるもののほか、指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類及び指定の期間を掲げて行わなければならない。

3 指定納付受託者は、納入義務者から歳入等の納付の委託を受けたときは、納入義務者に領収証書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

（1）領収証書に代わるべきものを交付する場合

（2）電子情報処理組織等を使用する方法によって歳入等の納付の委託を受けた場合

第42条第2項中「現金」を「公金」に、「領収書」を「領収証書」に、「領収書に代わるべきものを交付する場合は」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）領収証書に代わるべきものを交付する場合

（2）電子情報処理組織等を使用する方法によって歳入等の納付を受けた場合

第54条中第18号を削り、第19号を第18号とする。

第56条の2に次の1項を加える。

2 施行令第161条第1項第13号及び第14号の経費に係る資金前渡については、前条の規定を適用しない。この場合は、課長は証拠書類を整理保管しておかななければならない。

第88条第2項中「するものとする」を「することができる」に改める。

第89条第4項及び第5項中「近隣に指定機関等の営業所が存在せず」を「会計管理者が特に認める場合であって」に改める。

第89条の2の見出し中「等」を削り、「領収証」を「領収証書」に改め、同条中「及び証明書自動交付機」を削り、「領収証」を「領収証書」に改める。

第92条第7項、第8項、第10項及び第11項中「近隣に指定機関等の営業所が存在せず」を「会計管理者が特に認める場合であって」に改める。

別表第1出納室の項中「審査班長」を「出納班長」に改める。

別表第3産業交流局の部文化スポーツ部の款文化振興課の項中「寄付金」を削る。

別表第4産業交流局の部観光国際部の款和歌山城整備企画課の項中「収納」の次に「並びに占有動産の管理」を加え、同部文化スポーツ部の款文化振興課の項中「寄付金」を削る。

別表第6中「89.4」を「89.6」に、「92.6」を「92.12」に改める。

第58号様式中「又は個人印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市財務規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市財務規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和4年3月31日揭示済）

和歌山市若竹学級費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第30号

和歌山市若竹学級費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市若竹学級費用徴収条例施行規則（平成24年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「市が設置する」を「特別支援学校（学校教育法第72条に規定する特別支援学校をいう。）若しくは」に、「市立小学校若しくは中学校」を「小学校、中学校若しくは義務教育学校」に、「市から」を「国又は地方公共団体から」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第1項第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（令和4年3月31日揭示済）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第31号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第32号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

別表第4常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（令和4年3月31日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第1号

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程

和歌山市副市長事務担任規程（平成29年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

副市長は、次の区分により事務を担当する。

富松副市長

- (1) 総務局に属する事務
- (2) 危機管理局に属する事務
- (3) 財政局に属する事務
- (4) 市民環境局に属する事務
- (5) 健康局に属する事務
- (6) 福祉局に属する事務
- (7) 出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- (8) 議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- (9) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- (10) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- (11) 人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- (12) 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

越智副市長

- (1) 産業交流局に属する事務
- (2) 都市建設局に属する事務
- (3) 企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- (4) 消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）
- (5) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- (6) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月18日掲示済）

和歌山市訓令第2号

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 文書 紙文書及び電磁的記録をいう。
- 第2条第4号イ中「公文書」を「もの」に改め、同条中第14号を第17号とし、第5号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。
- (5) 電磁的記録 公開条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。
 - (6) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。
 - (7) 紙文書 帳簿、伝票、電報、口頭又は電話による事項を記録したもの、図面、記録その他の事務を処理するために必要な書類（電磁的記録媒体から出力され、又は採録されたものを含む。）であって、電磁的記録

以外のものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(18) 電子情報処理システム 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、事務処理を行うことのできる装置をいう。

第4条（見出しを含む。）中「文書」を「紙文書」に改める。

第14条第1号中「文書は」を「紙文書は」に、「文書の」を「紙文書の」に、「文書に」を「紙文書に」に改め、同号ア中「類する文書」を「類する紙文書」に改め、同号イ中「文書」を「紙文書」に改め、同号ウ中「一般文書」を「紙文書」に改め、同条第2号中「文書」を「紙文書」に改め、同条第5号中「文書は」を「紙文書は」に改める。

第15条の見出し中「文書」を「紙文書」に改め、同条中「文書を」を「紙文書を」に改める。

第25条中「文書」を「紙文書」に改める。

第29条を次のように改める。

（電磁的記録の処理等の特例）

第29条 電磁的記録は、当該電磁的記録の情報が、電子情報処理システムに記録される場合に限り、当該電子情報処理システムにより処理することができる。

2 前項の規定により処理する場合においては、第13条、第14条、第16条、第18条、第20条から前条まで、第30条から第35条まで、第38条、第40条の2、第40条の3及び第42条の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により処理するときは、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、あらかじめ総務課長の承認を得なければならない。

第32条第1号中「庁外文書」の次に「（電磁的記録を除く。）」を加える。

第34条第1項第2号中「文書を」を「紙文書を」に改め、同条第2項中「文書」を「紙文書」に改める。

第38条の見出し中「基準及び分類」を「基準等」に改め、同条中「及び分類」を削り、同条に次の1項を加える。

2 文書分類表の項目の新設、廃止又は内容の変更については、総務課長に協議しなければならない。

第40条の見出し中「完結文書」を「紙文書」に改め、同条第1項中「完結文書」を「完結した紙文書」に改め、同条第2項中「完結文書」を「紙文書」に改める。

第40条の次に次の2条を加える。

（電磁的記録の整理）

第40条の2 文書主任は、完結した電磁的記録を次により整理しなければならない。

(1) 所管課長が指定する組織共用の電磁的記録媒体の組織共用部分に記録すること。

(2) 電磁的記録媒体に年度別かつ分類項目別の領域を設定し、当該領域内に記録すること。

(3) 電磁的記録媒体（外部記憶装置のうち、補助記憶装置と記録媒体が一体でないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に保存するときは、同一の電磁的記録媒体には、2以上の年度又は分類項目にわたって記録しないこと。

(4) 電磁的記録媒体の大きさ、量、形態等に応じて、適当な保管庫、箱、袋等に収納するとともに、収納した保管庫、箱、袋等には、その適当な場所に、完結年度、保存期間、文書分類番号その他所定の事項を記載すること。

(5) 電磁的記録のうち保存を行うものについては、前条第1項に準じて編集しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により整理した電磁的記録の作成状況について、所管課長に報告を求めることができる。

（電磁的記録への変換等）

第40条の3 紙文書は、適当な方法により電磁的記録に変換し、保存することができる。

2 前項の規定により保存した電磁的記録を正本として取り扱うときの紙文書は、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、写しとして保存するものとする。

- 3 所管課長は、前2項の規定により保存しようとするときは、事前に総務課長に協議しなければならない。
第42条に次の1項を加える。
- 5 所管課長は、電磁的記録を保存するに当たっては、記録の毀損、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように厳重に管理し、必要に応じて電磁的記録媒体の交換等を行うことにより、適正かつ確実に利用できる方法で保存しなければならない。
第46条に次の1項を加える。
- 2 廃棄する電磁的記録については、所管課長が、その記録内容等が不適正に漏えいすることがないように、電磁的記録媒体の初期化その他記録媒体の特性に応じて適切な方法により処分しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月25日揭示済)

和歌山市訓令第3号

和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程

和歌山市幹部連絡会議規程（昭和48年達第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長」の次に「、理事」を加え、「、市長公室参与」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市訓令第4号

和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程

和歌山市政策調整会議規程（昭和63年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長」の次に「、理事」を加え、「、市長公室参与」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市訓令第5号

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1委員の部教育長の項の次に次のように加える。

理事

別表第1委員の部市長公室参与の項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第94号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和4年3月16日揭示済）

和歌山市告示第95号

和歌山市営本町地下駐車場に係る令和4年3月20日以後の利用料金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山市営本町地下駐車場に係る利用料金の額（令和2年告示第68号）の一部を次のように改正し、和歌山市営駐車場条例（昭和46年条例第39号）第11条の2第6項の規定により告示する。

令和4年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

定期利用料金の項を次のように改める。

定期利用料金	13,200円（令和4年3月20日から同年4月30日までに定期利用の申込みを行った者（令和3年4月1日から令和4年3月19日までに定期利用を行ったことがある者及び6月未満で定期利用を終了することとなった者を除く。）については、最初の1月分の利用料金は無料とする。）
--------	--

（令和4年3月16日揭示済）

和歌山市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
38-52	雑賀52号線	和歌山市西浜2丁目305番1地先 ～ 和歌山市西浜2丁目305番1地先	旧	14.2	2.60 ～ 2.90
			新	14.2	4.00

（令和4年3月17日揭示済）

和歌山市告示第97号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2

の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和3年度	第2期 第3期 第4期 第6期 第7期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和4年3月28日に 変更する。

(別紙省略)

(令和4年3月18日揭示済)

和歌山市告示第98号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第4期 第8期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年3月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年3月22日揭示済)

和歌山市告示第99号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月5日及び同月10日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月15日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月7日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月7日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年3月23日揭示済）

和歌山市告示第100号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年3月4日、同月7日、同月9日、同月11日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並び

に1月2日、同月3日及び1月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年3月23日揭示済)

和歌山市告示第101号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年3月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年11月20日及び同月29日	令和3年12月8日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年11月26日	令和3年12月8日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和3年11月19日	令和3年12月8日
和歌山市内一円市道上及び河西ほほえみセンター	令和3年11月16日及び同月19日	令和3年12月8日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年3月23日揭示済)

和歌山市告示第102号

和歌山市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 期日 令和4年3月28日

2 場所 和歌山市議会議場

3 付議事件

和歌山県特定複合観光施設区域整備計画に係る同意について

(令和4年3月24日揭示済)

和歌山市告示第103号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和3年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年3月24日揭示済)

和歌山市告示第104号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年4月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年3月24日揭示済)

和歌山市告示第105号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和3年度第10期の納期は、令和4年4月4日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年3月25日揭示済)

和歌山市告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	ヘルパーステーションたいよう	和歌山市太田667番地1	訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス	開設者の名称	有限会社ヘルパーステーションたいよう	株式会社たいよう	令和3年8月27日
株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	たいよりの郷	和歌山市口須佐86-13	通所介護・地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス	開設者の名称	有限会社ヘルパーステーションたいよう	株式会社たいよう	令和3年8月27日
株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	たいよりの風	和歌山市六十谷208-12 サンライト坂本1F	地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス	開設者の名称	有限会社ヘルパーステーションたいよう	株式会社たいよう	令和3年8月27日
株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	ケアプランたいよう	和歌山市六十谷872番地 メゾンルピナス106号室	居宅介護支援	開設者の名称	有限会社ヘルパーステーションたいよう	株式会社たいよう	令和3年8月27日
株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	ヘルパーステーションたいようII	和歌山市六十谷872番地 メゾンルピナス106号室	訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス	開設者の名称	有限会社ヘルパーステーションたいよう	株式会社たいよう	令和3年8月27日
株式会社ファークコス	東京都千代田区神田練塀町68番地1 ムラタヤビル3階	ファークコス薬局 たくみ	和歌山市匠町25 ポロビル1階	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	開設者の所在地	東京都千代田区神田練塀町68番地1 ムラタヤビル2階	東京都千代田区神田練塀町68番地1 ムラタヤビル3階	令和3年9月1日
合同会社ケアサポートちさと	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	ケアサポートちさと	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	居宅介護支援	開設者の所在地	和歌山市打越町4番24号	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	令和3年6月25日
合同会社ケアサポートちさと	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	ケアサポートちさと	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	居宅介護支援	事業所の所在地	和歌山市打越町4番24号	和歌山市和田446番地1 福田住宅303号	令和3年6月25日

	号							
有限会社ホーム・ナー	和歌山市 鳴神55 -16	ホーム ・ナー ス	和歌山市鳴 神70-1 0	訪問看護・介 護予防訪問看 護	事業所 の所在 地	和歌山市 鳴神55 -9 増 田マンシ ョン20 5号室	和歌山市鳴 神70-1 0	令和3 年10 月1日
中井雅 英	和歌山市 古屋68 -5	なかい 薬局	和歌山市松 江北7-1 259-1 72	居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導	開設者 の所在 地	和歌山市 西庄19 1-4	和歌山市古 屋68-5	令和3 年10 月21 日
有限会社和歌 山サンク クリーン	市小路3 0番地1	ヘルパ ーステ ーション さくら	和歌山市市 小路160 番地2	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	開設者 の所在 地	和歌山市 松江東3 丁目3番 10号	和歌山市市 小路30番 地1	令和2 年10 月1日
有限会社和歌 山サンク クリーン	市小路3 0番地1	ヘルパ ーステ ーション さくら	和歌山市市 小路160 番地2	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	事業所 の所在 地	和歌山市 直川17 95	和歌山市市 小路160 番地2	令和2 年10 月1日
合同会 社きず な	和歌山市 馬場22 4番地の 7	ヘルパ ーステ ーション 絆	和歌山市馬 場225番 地10	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	事業所 の名称	ヘルパー ステーシ ョンエレ ック	ヘルパー ステーシ ョン 絆	令和3 年11 月1日
一般社 団法人 和歌山 県聴覚 障害者 協会	和歌山市 手平2丁 目1-2	なごみ の手	和歌山市加 納407- 1	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	事業所 の所在 地	和歌山市 元寺町1 丁目55 番地	和歌山市加 納407- 1	平成3 0年1 2月1 日
株式会 社春風 会	和歌山市 和歌浦中 1丁目1 番15号	春風会 わかの うら居 宅介護 支援事 業所	和歌山市和 歌浦東4丁 目3番51 号	居宅介護支援	事業所 の所在 地	和歌山市 和歌浦中 1丁目1 番15号	和歌山市和 歌浦東4丁 目3番51 号	令和4 年1月 1日
株式会 社中生	和歌山市 吉原74 7-1	ヘルパ ーステ ーション よし はら	和歌山市吉 原735	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	事業所 の所在 地	和歌山市 吉原74 7-1	和歌山市吉 原735	平成2 7年1 月15 日
有限会 社プラ ンニン	和歌山市 福島24 8-7	訪問介 護ステ ーション	和歌山市福 島248- 7 グリー	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生	事業所 の所在 地	和歌山市 六十谷5 82-2	和歌山市福 島248- 7 グリー	令和2 年12 月10

グアレックス	グリーンフル小畑2-A	ンぷりん	ンフル小畑2-A	活支援型訪問サービス			ンフル小畑2-A	日
株式会社KINJITO	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	訪問看護ステーションナンバーワン	和歌山市野崎62番地1	訪問看護・介護予防訪問看護	開設者の所在地	大阪府貝塚市小瀬305-9	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	令和4年2月1日
株式会社KINJITO	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	訪問介護事業所ナンバーワン	和歌山市古屋97番地12F	訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス	開設者の所在地	大阪府貝塚市小瀬305-9	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	令和4年2月1日
株式会社KINJITO	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	デイサービスライフサイズのぎき	和歌山市野崎62番地1	地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス	開設者の所在地	大阪府貝塚市小瀬305-9	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24	令和4年2月1日
医療法人藤民病院	和歌山市塩屋3丁目6番2号	藤民病院介護医療院 さくらの家ふじたみ	和歌山市塩屋3丁目6番2号	介護医療院サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	事業所の名称	藤民病院介護医療院	藤民病院介護医療院 さくらの家ふじたみ	令和2年11月2日
社会福祉法人喜成会	和歌山市北野128番地	喜成会ホームヘルプサービス有本	和歌山市有本127-1	訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス	事業所の名称	喜成会ホームヘルプサービス六十谷	喜成会ホームヘルプサービス有本	令和3年11月1日
株式会社こころりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	こころりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	居宅介護支援	開設者の所在地	和歌山市木ノ本383番地1	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	令和3年7月1日
株式会社こころりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	こころりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	居宅介護支援	事業所の所在地	和歌山市木ノ本383番地1	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ梶取D	令和3年7月1日
株式会社こころりんく	和歌山市梶取148番地64	こころりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ	訪問介護・予防給付型訪問サービス・生	開設者の所在地	和歌山市木ノ本383番地	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ	令和3年7月1日

く	4 ヴィ ラージュ 梶取D		イラージュ 梶取D	活支援型訪問 サービス		1	イラージュ 梶取D	
株式会 社ここ ろりん く	和歌山市 梶取14 8番地6 4 ヴィ ラージュ 梶取D	こころ りんく	和歌山市梶 取148番 地64 ヴ イラージュ 梶取D	訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス	事業所 の所在 地	和歌山市 木ノ本3 83番地 1	和歌山市梶 取148番 地64 ヴ イラージュ 梶取D	令和3 年7月 1日

(令和4年3月25日揭示済)

和歌山市告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社タイコー堂薬局本店	大阪府泉南郡熊取町野田2丁目12番8号	タイコー堂薬局柳通り店	和歌山市蔵小路15-2	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月31日
株式会社タイコー堂薬局本店	大阪府泉南郡熊取町野田2丁目12番8号	タイコー堂薬局直川店	和歌山市直川954-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月31日
株式会社タイコー堂薬局本店	大阪府泉南郡熊取町野田2丁目12番8号	タイコー堂薬局太田南店	和歌山市太田38-14	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月31日
株式会社三原色	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1780	エバグリーン薬局新中島店	和歌山市新中島124	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月30日
株式会社三原色	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1780	エバグリーン薬局塩屋店	和歌山市塩屋5丁目67-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月31日
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	レディース調剤薬局	和歌山市三葛305-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月30日
株式会社三原色	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1780	エバグリーン薬局宮街道店	和歌山市秋月227-2	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月31日
株式会社三原色	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1780	エバグリーン薬局高松店	和歌山市東高松3丁目84-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年11月30日
株式会社三原色	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1780	エバグリーン薬局広瀬店	和歌山市元寺奉行丁2丁目	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養	令和3年11月3

			66	養管理指導	0日
株式会社エーシー	兵庫県尼崎市東大物町1丁目5番30号	のぞみ薬局日赤前店	和歌山市吹上2丁目4番46号	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年 11月3 0日
有限会社河西薬局	和歌山市島橋東ノ丁243-67	有限会社河西薬局	和歌山市狐島243	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年 10月3 1日
谷山雅之	和歌山市和佐関戸104-2	たにやまクリニック	和歌山市和佐関戸244-4	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和3年 12月3 1日
株式会社春風会	和歌山市和歌浦中1丁目1番15号	ハル訪問看護ステーション	和歌山市和歌浦東4丁目3番51号	訪問看護・介護予防訪問看護	令和3年 9月30 日

(令和4年3月25日掲示済)

和歌山市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年3月28日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
16-76	杭ノ瀬神前線	和歌山市杭ノ瀬21番10地先 ～ 和歌山市杭ノ瀬21番5地先	旧	19.0	3.20 ～ 3.50
			新	19.0	4.30 ～ 4.50
23-122	楠見122号線	和歌山市平井25番1地先 ～ 和歌山市平井25番2地先	旧	6.7	7.70
			新	6.7	21.00
25-38	岡崎38号線	和歌山市西1380番3地先 ～ 和歌山市西1380番3地先	旧	28.0	3.40 ～ 3.50
			新	28.0	4.30
37-18	直川紀伊線	和歌山市北野1091番地先 ～ 和歌山市北野1132番地先	旧	133.8	2.50 ～ 3.40
			新	133.8	3.50 ～ 4.00
37-79	黒岩北野線	和歌山市北野429番1地先	旧	55.8	3.70 ～ 4.20

		～ 和歌山市北野423番2地先	新	55.8	4.50 ～ 5.00
39-9	雑賀崎9号線	和歌山市雑賀崎598番地先	旧	32.6	2.80 ～ 6.50
		～ 和歌山市雑賀崎610番地先	新	32.6	6.50 ～ 8.55

(令和4年3月28日揭示済)

和歌山市告示第109号

令和4年3月30日から道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり告示し、その関係図面を、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
38-18	雑賀18号線	和歌山市松ヶ丘2丁目196番1地先	旧	72.4	3.00 ～ 4.10
		～ 和歌山市西浜2丁目212番1地先	新	72.4	3.50 ～ 6.10

(令和4年3月30日揭示済)

和歌山市告示第110号

令和4年3月30日市議会臨時会において議決された令和3年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市告示第111号

市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市告示第112号

和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第3条第1項の規定により、次の文化財を令和4年3月31日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

名称	種類	員数	所在地	所有者
たほうしょうとう 多宝小塔	美術工芸品	1基 ^き	和歌山市紀三井寺	宗教法人護国院
べんざいてんじゅうごどうじぞう 弁才天十五童子像 つけたり へんがく 附 扁額	歴史資料	1具 ^ぐ 1面 ^{めん}	和歌山市加太	宗教法人常行寺
わかやまじょうてんしゆかくどうしゃち 和歌山城 天守閣銅鯨	美術工芸品	1件	和歌山市一番丁	和歌山市
わかまつり ほうのうげいのう 和歌祭の奉納芸能	無形民俗	1件	和歌山市和歌浦	和歌祭保存会

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市告示第113号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年4月25日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年3月31日揭示済)

【 公 告 】

和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 組合の名称 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 和歌山市中636番地の3
- 3 設立認可の年月日 平成12年8月4日
- 4 施行地区 和歌山市中の一部
- 5 事業施行期間 平成12年8月4日から令和6年3月31日まで
- 6 変更認可の年月日 令和4年3月14日

(令和4年3月16日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和4年3月14日 第125号	県道沖野々森小手穂線	和歌山市相坂字西広見 588番4 外	延長 10.91m 幅員 10.75m

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市楠本字下島184番、185番	和歌山市楠本183番地1 和歌山西部運輸株式会社 代表取締役 入口泰明

(令和4年3月28日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新在家字百姓目47番1の一部、47番4、51番2	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男

(令和4年3月31日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年3月31日

和歌山市保健所

所長 西尾信宏

1 対象者

和歌山市に居住する5歳以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という）第14条の承認を受けたものに限る。）

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

(3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

(4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(1)及び(2)については、対象者のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、対象者のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、対象者のうち1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、(1)については、対象者のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種には使用しないこととし、(2)については、対象者のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(令和4年3月31日揭示済)

【 人事委員会規則 】

和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

和歌山市人事委員会規則第1号

和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則

和歌山市人事委員会処務規則（平成11年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員主任相談員」の次に「、副主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

和歌山市人事委員会規則第2号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2のア行政職給料表等級別職務分類表5級の項中「職員相談員」を「東京事務所長、職員相談員」に改め、同表6級の項中「職員相談員」を「東京事務所長（班長級の東京事務所長を除く。）、職員相談員」に改め、「東京事務所長、」を削り、「統括保健師」を「副統括保健師」に改め、同表7級の項中「企画専門主幹」の次に「、法務専門主幹」を、「収集センター長」の次に「、統括保健師」を加える。

別表第1の2のエ福祉保健職給料表等級別職務分類表5級の項中「、副統括保健師」を削る。

別表第1の2のオ再任用職員給料表等級別職務分類表4級の項中「面接相談専門員」を「環境対策専門員、面接相談専門員」に改め、同表5級の項中「連絡所長を除く。」の次に「、環境対策専門員（主査級の環境対策専門員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

【 教育委員会訓令 】**和歌山市教育委員会訓令第1号**

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程を定める。

令和4年3月28日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市教育委員会文書取扱規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「から出力又は採録され、文書化された」を「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録された電磁的記録を用紙に出力した」に改め、同条第4号中「教育機関（学校を除く。以下同じ）」を「教育委員会が所管する教育機関（和歌山市立

和歌山高等学校以外の学校を除く。以下「教育機関」というに改め、同号イ中「和歌山市民図書館、和歌山立博物館その他の」を削り、「公文書」を「もの」に改める。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第14条第1号ウ中「市長の機関」を「事務局の内部組織及び教育機関の」に改める。

第29条中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（インターネットを利用して収受した電磁的記録についての特例）

第29条の2 インターネットを利用して処理すべき事務として教育政策課長が指定したものに係る電磁的記録で、インターネットを通じて収受したものについては、第13条、第14条、第16条から第28条まで、第30条から第35条まで、第40条、第41条及び第43条の規定は適用しない。

第40条第1項中「完結文書」を「完結した公文書（電磁的記録であるものを除く。次項において「完結公文書」という。）」に改め、同条第2項中「完結文書」を「完結公文書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（完結電磁的記録の整理等）

第40条の2 文書主任は、完結した電磁的記録である公文書（以下「電磁的公文書」という。）を次により整理しなければならない。

- （1）所管課長が指定する組織共用の電磁的記録媒体の組織共用部分に記録すること。
- （2）電磁的記録媒体に会計年度別かつ分類項目別の領域を設定し、当該領域内に記録すること。
- （3）電磁的記録媒体（外部記憶装置のうち、補助記憶装置と記録媒体が一体でないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に保存するときは、同一の電磁的記録媒体には、2以上の年度又は分類項目にわたって電磁的記録を記録しないこと。
- （4）電磁的記録の電磁的記録媒体の大きさ、量、形態等に応じて、適当な保管庫、箱、袋等に収納するとともに、収納した保管庫、箱、袋等には、その適当な場所に、完結年度、保存期間、文書分類番号その他所定の事項を記載すること。

2 文書主任は、所管課長が保存を行うものと指定した電磁的記録を、前条第1項の規定に準じて編集しなければならない。

3 教育政策課長は、第1項の規定により整理した電磁的公文書の作成状況について、所管課長に報告を求めることができる。

（電磁的記録への変換等）

第40条の3 所管課長は、文書を適当な方法により電磁的記録として保存することができる。

2 所管課長は、前項の規定により保存した電磁的記録を正本として取り扱うこととした場合においては、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、文書を写しとして保存するものとする。

3 所管課長は、前2項の規定により電磁的記録又は文書を保存しようとするときは、事前に教育政策課長に協議しなければならない。

第42条第1項中「保存文書」を「保存する公文書（電磁的記録であるものを除く。以下この条において「保存公文書」という。）」に改め、同条第3項及び第4項中「保存文書」を「保存公文書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 所管課長は、電磁的公文書を保存する場合は、当該電磁的記録の毀損、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように厳重に管理し、必要に応じて電磁的記録媒体の変換等を行うことにより、適正かつ確実に利用できる方法で保存しなければならない。

第46条に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的公文書については、それを記録する電磁的記録媒体の初期化その他当該電磁的記録媒体の特性に応じた方法によらなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月28日揭示済）

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第5号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年3月24日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年3月25日（金） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
 - (2) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - (3) 人事案件について
 - (4) その他

（令和4年3月24日揭示済）

【 企業局規程 】

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第1号

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市文書取扱規程（平成5年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 文書 紙文書及び電磁的記録をいう。

第2条中第13号を第16号とし、第5号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 電磁的記録 公開条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。

(6) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(7) 紙文書 帳簿、伝票、電報、口頭又は電話による事項を記録したもの、図面、記録その他の事務を処理するために必要な書類（電磁的記録媒体から出力され、又は採録されたものを含む。）であって、電磁的記録以外のものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(17) 電子情報処理システム 局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、事務処理を行うことのできる装置をいう。

第4条（見出しを含む。）中「文書」を「紙文書」に改める。

第7条中「水道総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第13条第1号中「文書は」を「紙文書は」に、「文書の」を「紙文書の」に、「文書に」を「紙文書に」に改め、同号ア中「類する文書」を「類する紙文書」に改め、同号イ中「軽易な文書」を「軽易な紙文書」に改め、同号ウ中「一般文書」を「紙文書」に改め、同条第2号中「文書」を「紙文書」に改め、同条第5号中「文書は」を「紙文書は」に改める。

第14条の見出し中「文書」を「紙文書」に改め、同条中「文書を」を「紙文書を」に改める。

第24条中「文書」を「紙文書」に改める。

第27条中「第26条」を「前条」に改める。

第28条を次のように改める。

（電磁的記録の処理等の特例）

第28条 電磁的記録は、当該電磁的記録の情報が、電子情報処理システムに記録される場合に限り、当該電子情報処理システムにより処理することができる。

2 前項の規定により処理する場合においては、第12条、第13条、第15条、第17条、第19条から前条まで、第29条から第34条まで、第36条、第38条の2、第38条の3及び第40条の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により処理するときは、法令、条例、規程等別に定めのあるものを除き、あらかじめ企業総務課長の承認を得なければならない。

第31条第1号中「庁外文書」の次に「（電磁的記録を除く。）」を加える。

第33条第2項中「文書」を「紙文書」に改める。

第36条の見出し中「基準及び分類」を「基準等」に改め、同条中「及び分類」を削り、同条に次の1項を加える。

2 文書分類表の項目の新設、廃止又は内容の変更については、企業総務課長に協議しなければならない。

第38条の見出し中「完結文書」を「紙文書」に改め、同条第1項中「完結文書」を「完結した紙文書」に改め、同条第2項中「完結文書」を「紙文書」に改める。

第38条の次に次の2条を加える。

（電磁的記録の整理）

第38条の2 文書主任は、完結した電磁的記録を次により整理しなければならない。

（1）所管課長が指定する組織共用の電磁的記録媒体の組織共用部分に記録すること。

（2）電磁的記録媒体に年度別かつ分類項目別の領域を設定し、当該領域内に記録すること。

（3）電磁的記録媒体（外部記憶装置のうち、補助記憶装置と記録媒体が一体でないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に保存するときは、同一の電磁的記録媒体には、2以上の年度又は分類項目にわたる電磁的記録を記録しないこと。

（4）電磁的記録媒体の大きさ、量、形態等に応じて、適当な保管庫、箱、袋等に収納するとともに、収納した保管庫、箱、袋等には、その適当な場所に、完結年度、保存期間、文書分類番号その他所定の事項を記載すること。

（5）電磁的記録のうち保存を行うものについては、前条第1項に準じて編集しなければならない。

2 企業総務課長は、前項の規定により整理した電磁的記録の作成状況について、所管課長に報告を求めることができる。

（電磁的記録への変換等）

第38条の3 紙文書は、適当な方法により電磁的記録に変換し、保存することができる。

2 前項の規定により保存した電磁的記録を正本として取り扱うときの紙文書は、法令、条例、規程等別に定めのあるものを除き、写しとして保存するものとする。

3 所管課長は、前2項の規定により保存しようとするときは、事前に企業総務課長に協議しなければならない。第40条に次の1項を加える。

5 所管課長は、電磁的記録を保存するに当たっては、記録の毀損、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように厳重に管理し、必要に応じて電磁的記録媒体の交換等を行うことにより、適正かつ確実に利用できる方法で保存しなければならない。

第46条に次の1項を加える。

2 廃棄する電磁的記録については、所管課長が、その記録内容等が不適正に漏えいすることがないように、電磁的記録媒体の初期化その他記録媒体の特性に応じて適切な方法により処分しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第2号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 月次決計算（第143条・第144条）」を「第2節 月次決算（第143条・第144条）」に改める。

第2条中「および」を「及び」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第7条中「かかる」を「係る」に改める。

第9条第2項中「1事件ごとに」を「取引の発生の都度」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は2以上の取引をまとめて伝票を作成することができる。

(1) 同日に現金（現金に代るべき証券を含む。）を収納し、収入伝票を発行する場合

(2) 同日に現金を支出し、支出伝票を発行する場合

(3) 同日に現金の収納又は現金の支出以外の取引が発生し、振替伝票を発行する場合

第9条に次の1項を加える。

4 過誤その他の理由により既に発行した伝票の訂正を必要とする場合は、訂正のための伝票を発行しなければならない。

第12条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 資金前渡・概算払整理簿

(2) 企業債台帳

第12条第1項第4号から第8号までを次のように改める。

(4) 有価証券整理簿

(5) 貯蔵品台帳

(6) 固定資産台帳

(7) 収入予算執行整理簿

(8) 支出予算執行整理簿

第14条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第17条を次のように改める。

（支出伺書及び伝票の科目）

第17条 支出伺書兼振替伝票、支出負担行為書兼支出伺書兼振替伝票及び支出伺書（払出）（以下「支出伺書」という。）並びに伝票の科目は、予算科目又は勘定科目によつて記載するものとする。ただし、予算の執行を伴わない場合においては予算科目の記載を省略する。

第20条中「払出伺書、還付伺書、調定伺書」を「調定伺書、調定減額伺書」に改める。

第21条第3項中「かかる」を「係る」に改める。

第24条第1項中「および」を「及び」に改める。

第28条第1項中「収入の調定を更正」を「調定をした後において収入の調定を更正」に、「調定変更伺書」を「直ちにその更正の理由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調定伺書又は調定減額伺書」に改め、同条第2項中「調定変更伺書」を「調定伺書又は調定減額伺書」に改める。

第30条第4項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第36条中「支払理由発生の都度、支出伺書」を「支払理由が発生したときは、直ちに支出伺書」に改める。

第40条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づく審査の結果、支払いをすることが適当であると認めるときは、経理課長は支出伺書に基づいて振替伝票を発行しなければならない。ただし、即時代金を支払うものについては、この限りではない。

第41条中「その支払前」を「、その支払前」に、「、過誤その他の理由によつて支出の取消し又は更正を要するものがあるとき」を「過誤その他の理由により既に発行した支出伺書の取消し又は更正を必要とする場合」に改め、「支出伺取消書により」を削る。

第42条第1項第1号中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第45条第3項中「小切手振出整理簿」を「支払整理簿」に改める。

第48条第1項中「および」を「及び」に改める。

第55条第3項及び第4項中「資金前渡整理簿」を「資金前渡・概算払整理簿」に改める。

第57条第1項第1号及び第2号中「資金前渡金精算書」を「精算書」に改め、同条第2項中「戻入通知書により」を削る。

第61条第1項中「概算払整理簿」を「資金前渡・概算払整理簿」に改め、同条第2項中「概算払精算書」を「精算書」に改める。

第64条中「通知」を「報告」に改める。

第65条中「調書」を「第40条第2項の規定」に改める。

第66条中「所管課長」を「所管課長及び契約課長」に、「返納依頼伝票」を「返納依頼伝票兼物品返納伝票」に、「庫出依頼伝票」を「庫出依頼伝票兼物品庫出伝票」に、「処理し、契約課長はこれにより物品返納伝票又は物品庫出伝票を発行した上で」を「処理した上で」に改める。

第67条中「または」を「又は」に改める。

第3章第6節の節名を次のように改める。

第6節 前受金、預り金及び預り有価証券

第68条第1号に次のように加える。

ウ 前受下水道料金

第69条第1号アを次のように改める。

ア 預り保証金

第69条第1号イ及びウを削り、同条第2号アを次のように改める。

ア 預り諸税

第70条第1項中「、管理者に保証金納付書を提出した後」を削る。

第71条第2項中「請求書の決裁により、印鑑を照合して正当な受取人である」を「請求書が提出されたときは、保証金の還付理由が成立している」に、「領収書と引き換えに」を「保証金を」に改める。

第75条中「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第77条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第80条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第81条第1項第1号中「および」を「及び」に改め、同条第2項第1号中「または」を「又は」に改める。

第88条中「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その他のたな卸資産 管理者がたな卸資産と認めたもの

第89条中「および」を「及び」に、「としては」を「として」に改める。

第91条の見出しを「（物品取扱主任及び物品取扱員の事務引継）」に改め、同条第1項中「物品取扱主任および物品取扱員」を「物品取扱主任又は物品取扱員」に、「その成行および引継年月日」を「その成行及び引継年月日」に改め、同条第2項中「および」を「又は」に改める。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 準備計画及び購入

第97条中「発注書兼検収書」を「物品（修繕）検収書」に改める。

第100条（見出しを含む。）中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条第2号中「見積り価格」を「見積り価額」に改める。

第101条（見出しを含む。）中「庫出価格」を「庫出価額」に改める。

第102条の見出しを「（庫出依頼伝票兼物品庫出伝票及び返納依頼伝票兼物品返納伝票）」に改め、同条第1項中「物品庫出伝票」を「庫出依頼伝票兼物品庫出伝票」に、「物品返納伝票」を「返納依頼伝票兼物品返納伝票」に改め、同条第2項「庫出及び返納伝票」を「庫出依頼伝票兼物品庫出伝票及び返納依頼伝票兼物品返納伝票」に改める。

第104条中「庫出依頼伝票」を「庫出依頼伝票兼物品庫出伝票」に改める。

第105条中「返納依頼伝票」を「返納依頼伝票兼物品返納伝票」に改める。

第108条中「または」を「又は」に改める。

第109条第1項中「または」を「又は」に改める。

第111条の見出しを「（貯蔵品の出納及び受払区分）」に改め、同条中「および」を「及び」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に改める。

第113条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第115条中「行ない」を「行い」に改める。

第116条中「当つて」を「当たつて」に、「および」を「及び」に改める。

第117条第1項中「当つて」を「当たつて」に、「および」を「及び」に改める。

第123条中「または」を「又は」に改める。

第124条（見出しを含む。）中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条第1号中「かかる」を「係る」に、「および」を「及び」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「かかる」を「係る」に、「および」を「及び」に改め、同条第3号中「かかる」を「係る」に、「価格」を「帳簿価額」に、「または」を「又は」に改める。

第127条第1項中「行い、精算書を管理者に提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第135条中「価格」を「価額」に、「減価償却引当金を」を「帳簿原価から減価償却累計額を」に改める。

第136条中「土地、電話加入権、建設仮勘定を除く資産」を「有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産（電話加入権を除く。）」に改める。

第137条第1項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第138条の見出し及び同条第1項中「残存価格」を「残存価額」に改め、同条第2項中「残存価格」を「残存価額」に、「帳簿価格」を「帳簿価額」に改める。

第140条の4中「規則第55条第2号」を「規則第55条第1号及び第2号」に改める。

第141条中「および」を「及び」に改める。

第142条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第145条に次の1号を加える。

(5) その他必要な整理

第150条（見出しを含む。）中「予算見積書」を「予算要求書」に改める。

第154条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第156条第2項中「各課長」を「所管課長」に、「予算流用伺書を」を「その予算流用について」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づいて決裁を受けたときは、所管課長は、経理課長に通知しなければならない。

第157条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第158条中「各課長」を「所管課長」に、「予備費補充伺書を」を「その予備費の充当について」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づいて決裁を受けたときは、所管課長は、経理課長に通知しなければならない。

第161条中「、繰越計算書」を「繰越計算書」に、「翌年度」を「、翌年度」に改める。

別表第2中

「	3	振替伝票	8-1	」を
「	3	振替伝票	8-1	」に、
	3の2	収入伝票一覧表	9-3	
	3の3	支出伝票一覧表	9-3	
	3の4	振替伝票一覧表	9-3	
「	6	償還台帳	12-1	」を
「	6	企業債台帳	12-1	」に、
「	11	支出予算整理簿	12-1	」を
	12	支出伺書	17	
	12の2	支出負担行為書兼支出伺書（納付・還付）	17	
	12の3	支出負担行為書兼支出伺書	17	
「	11	収入予算執行整理簿	12-1	」に、
	11の2	支出予算執行整理簿	12-1	
	12	支出伺書兼振替伝票	17	
	12の2	支出負担行為書兼支出伺書兼振替伝票	17	
	12の3	支出伺書（払出）	17	
「	13	調定伺書	20	」を
			27	
	13の2	調定変更伺書	20	
			28	」
「	13	調定伺書	20	」に、
			27	
			28	
	13の2	調定減額伺書	20	
			28	
「	16	払込書	29-2	」を
	16の2	払込書兼領収証書	29-2	
「	16	払込書兼領収証書	29-2	」に、
	16の2	削除	削除	
「	18の3	収納金引継書	32-5	」を
「	18の3	収納金引継書・引継領収証書	32-3	」に、
			32-5	

19の2	支出負担行為伺書（一般）	35-3	を
19の2の2	変更支出負担行為伺書（一般）	35-3	
19の3	起工伺書	35-3	
19の3の2	起工変更伺書（金額・工期）	35-3	
19の4	支出負担行為書（一般）	35-3	
19の5	支出負担行為書（工事・委託）	35-3	
19の6	変更支出負担行為書（一般）	35-3	
19の7	変更支出負担行為書（工事・委託）	35-3	
19の8	支出伺取消書	41	
19の2	支出負担行為伺書（一般）	35の3	に、
19の2の2	変更支出負担行為伺書（一般）	35の3	
19の3	起工伺書	35の3	
19の3の2	起工変更伺書	35の3	
19の4	支出負担行為書（一般）	35の3	
19の5	支出負担行為書（工事・委託）	35の3	
19の6	変更支出負担行為書（一般）	35の3	
19の7	変更支出負担行為書（工事・委託）	35の3	
19の8	削除	削除	
22	小切手振出整理簿	45-3	を
22	支払整理簿	45-3	に、
28	口座振替依頼書	53	を
28の2	口座振替依頼書（指定払）	53	
28	口座振替依頼書	53	に、
28の2	削除	削除	
29	口座振替通知書	53	を
30	資金前渡整理簿	12-1	
		55-3	
31	資金前渡精算書	57-1	
31の2	戻入通知	57-2	
32	概算払整理簿	12-1	
		61-1	
33	概算払精算書	61-2	
29	口座振替通知書	49	に、
30	資金前渡・概算払整理簿	12-1	
		55-3	
		55-4	
		61-1	
31	精算書	57-1	
		61-2	

31の2	削除	削除	」
32	削除	削除	
33	削除	削除	
「			
36	返納依頼伝票	66	を
36の2	物品返納伝票	66	
36の3	物品返納受領書	66	
37	庫出依頼伝票	66	
37の2	物品庫出伝票	66	
37の3	物品庫出引渡書	66	
38	払出伺書	69	
39	保証金納付書（現金の場合）	70-1	
39の2	保証金納付書（有価証券の場合）	70-1	
」			
「			
36	返納依頼伝票兼物品返納伝票	66 102 105	に、
36の2	削除	削除	
36の3	削除	削除	
37	庫出依頼伝票兼物品庫出伝票	66 102 104	
37の2	削除	削除	
37の3	削除	削除	
38	削除	削除	
39	受領書	70-3 71-3	
39の2	削除	削除	
」			
「			
40の3	還付伺書	71-2	を
」			
「			
40の3	削除	削除	に、
」			
「			
42の2	支出負担行為書（物品）	94-1	を
42の3	支出負担行為取消書	94-1	
43	発注書兼検収書	97	
43の2	物品払出書	97	
」			
「			
42の2	支出負担行為書（物品等）	94-1	に、
42の3	削除	削除	
43	物品（修繕）検収書	97	
43の2	削除	削除	
」			
「			
44の2	工事契約台帳	98	を
44の3	庫入伝票一覧表	103	
」			

「	44の2	工事契約台帳	98	」	に、
	44の2の2	委託契約台帳	98		
	44の3	削除	削除		
「	45	たな卸明細表	115	」	を
「	45	たな卸明細表	115	」	に、
			118		
「	52	当初予算見積書	150	」	を
	53	補正予算見積書	154		
「	52	当初予算要求書	150	」	に、
	53	補正予算要求書	154		
「	56	債務負担行為予算要求書	150	」	を
「	56	債務負担行為予算要求書	152	」	に、
「	57の2	予算配当（事業）替伺書	155-2	」	を
	58	予算流用（繰戻）伺書	156-2		
	58の2	予備費充当伺書	158		
			156-2		
158					
「	57の2	予算配当（事業）替通知書	155の2	」	に、
	58	予算流用（繰戻）通知書	156		
	58の2	予備費充当通知書	158		
「	59	繰越説明書・継続費繰越説明書	160-1	」	を
			162-2		
「	59	繰越説明書・継続費繰越説明書	160	」	に改める。
			162		

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式

収入伝票

年度

	課長	副課長	班長	担当者
	經理課長	副課長	經理班長	審査 担当者

事業名	収入 No
-----	-------

起案日	年	月	日
-----	---	---	---

予算科目

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節
()	()

金額	
----	--

--	--	--

件名		
----	--	--

納付者												
保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第2号様式

支出伝票

年度

經理課長	副課長	經理班長	審査	担当者

事業名

支出 No

起案日 年 月 日

支出何 No

予算科目

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 節 細 節	款 項 目 節 節 細 節
()	()

金額

件名

支払先	法人・個人名										
	代表者名										
保存年限	住所										
	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	

第3号様式

振替伝票

年度

経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

事業名	振替 No
-----	-------

起案日	年	月	日
-----	---	---	---

予算科目	予算科目

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節
()	()

金額	
----	--

件名	
----	--

保存 年限	1	3	5	10	30	文書 分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第3号様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式の2

経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

収入伝票一覧表

年 月 日

収入No	調定No	事業名	予算科目	金額	税抜金額／消費税額	貸方科目	摘要／納付者

第3号様式の3

経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

支出伝票一覧表

年 月 日

支出No	支出伺No	事業名	予算科目	金額	税抜金額／消費税額	借方科目	摘要／支払先

第3号様式の4

経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

振替伝票一覧表

年 月 日

振替No	事業名	借方 予算	貸方 予算	予算 執行額	借方 仕訳	貸方 仕訳	借方 仕訳金額	貸方 仕訳金額	摘 要

第6号様式を次のように改める。

第10号様式

款 []
 項 []
 目 []
 節 []
 細 []

資産 No.	
取得年度	
取得日付	

所在地											
保管・設置場所											
部署名											
取得原因	耐用年数	年	償却率								
数量											
取得価額	円	汚水率	%	汚水額	円	雨水率	%	雨水額	円	償却開始金額	円
受贈：償却開始日付											
管種口径明細											

リース移転	リース会社	
	リース契約 No	
みなし償却	リース期間	
構造	寸法	
形状	能力	
自主財源等	国庫補助金	
	県補助金	
	工事負担金	

償却対象額	円	償却額	円
残存価額	円	償却限度額	円

日付	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	処分価額 (除却損)	備考
		(借方/貸方)数量	(借方/貸方)価額	(借方/貸方)数量	(借方/貸方)累計額			

資産No.

第10号様式の2

款 []
 項 []
 目 []
 節 []
 細 []

資産 No.	
竣工図 No.	
取得年度	
取得日付	

分類	管種	口径	数量	分類	管種	口径	数量

資産No.

第11号様式

収入予算執行整理簿

事業名：

款： 項： 目： 節： 細節：

（単位 円）

月日	伝票番号	摘要 納付者	現計 予算額	調定額 (消費税)	予算残額	収入額

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式の2

支出予算執行整理簿

事業名：

款： 項： 目： 節： 細節：

(単位 円)

月日	伝票番号	摘要 支払先	現計 予算額	支出負担 行為額	予算額と 支出負担 行為額との差	支出何額 (消費税)	予算額と 支出何額 との差

第12号様式から第13号様式の2までを次のように改める。

第12号様式

支出伺書 兼 振替伝票

年度

課長	副課長	班長	担当者
企業出納員	副課長	經理班長	担当者
經理課長	副課長	經理班長	審査 担当者

事業名

支出伺 No

支出伺日	年	月	日	検収印
支出負担行為日	年	月	日	
検査・検収日	年	月	日	

支出負担行為 No

予算科目
款 項 目 節 細 節
()

支出区分			
支出伺回数			
未払計上			
支払予定日	年	月	日

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節
()	()

金額

		支出負担行為額	支出伺残額
--	--	---------	-------

件名		
----	--	--

領収書	上記の金額を領収しました。 (宛先) 和歌山市公営企業管理者 住所 氏名	年 月 日	小切手番号
		印	支払済印

支払先	法人・個人名 代表者名 住所 支払方法						
-----	------------------------------	--	--	--	--	--	--

保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第12号様式の2

支出負担行為書 兼 支出伺書 兼 振替伝票

年度

課長	副課長	班長	担当者
企業出納員	副課長	経理班長	担当者
経理課長	副課長	経理班長	審査 担当者

事業名	支出伺 No
-----	--------

支出伺日	年 月 日	検収印
検査・検収日	年 月 日	

予算科目
款 項 目 節 細 節
()

支出区分 未払計上 支払予定日	年 月 日
-----------------------	-------

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節
()	()

金 額	
-----	--

予算現額		支出負担行為累計額	予算残額
------	--	-----------	------

件名		
----	--	--

領収書	上記の金額を領収しました。 (宛先) 和歌山市公営企業管理者 住所 氏名	年 月 日	小切手番号
	印		支払済印

支払先	法人・個人名 代表者名 住所 支払方法
-----	------------------------------

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	

第13号様式

調定伺書

年度

	課長	副課長	班長	担当者
	經理課長	副課長	經理班長	審査 經理班担当者

事業名	調定 No
-----	-------

調定日	年	月	日
-----	---	---	---

	予算科目
	款 項 目 節 細 節
	()

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節
()	()

金 額	
-----	--

予算現額	調定累計額	予算残額
------	-------	------

件名		
----	--	--

納付者											
保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査

第13号様式の2

調定減額伺書

年度

	課長	副課長	班長	担当者
	経理課長	副課長	経理班長	審査 経理班担当者

事業名	調定減額 No
-----	---------

調定日	年	月	日
-----	---	---	---

予算科目 款 項 目 節 細 節 ()	調定 No
---	-------

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細 節 ()	款 項 目 節 細 節 ()

減額前調定額	金 額	
減額後調定額		

予算現額	調定累計額	予算残額
------	-------	------

件名		
----	--	--

納付者												
保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	

第16号様式を次のように改める。

第16号様式

払込書兼領収証書

年度		
調定番号		
予算区分		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		円
納期限	年 月 日	
摘要		
和歌山市企業局指定金融機関()へ上記のとおり払い込みます。 年 月 日		
上記の金額を領収しました。		領収日付印

領収済通知書

年度		
調定番号		
予算区分		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		円
納期限	年 月 日	
摘要		
上記の金額を領収しましたので通知します。 (宛先)和歌山市企業局 企業出納員		
		領収日付印

指定金融機関→担当課

収納伝票

年度		
調定番号		
予算区分		
納入者		
款		
項		
目		
節		
細節		
金額		円
納期限	年 月 日	
摘要		
(和歌山市企業局)受付金融機関保管		
		領収日付印

(和歌山市企業局)受付金融機関保管

第16号様式の2を削る。

第19号様式の2から第19号様式の7までを次のように改める。

第19号様式の2

支出負担行為伺書（一般）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
部長	課長	副課長	班長	担当者	監理員	副監理員

事業名	支出負担行為伺 No
-----	------------

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

予算科目
款 項 目 節 細 節
()

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為伺累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名	
----	--

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の2の2

変更支出負担行為何書（一般）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
部長	課長	副課長	班長	担当者	監理員	副監理員

事業名	支出負担行為何 No
-----	------------

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

予算科目	支出負担行為何	年度	No
款 項 目 節 細 節 ()	変更前金額		
	変更後金額		

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為何累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名	
----	--

支払先	法人・個人名 代表者名 住所
-----	----------------------

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の3

起工伺書

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
部長	課長	副課長	班長	担当者	監理員	副監理員

事業名	支出負担行為伺 No
-----	------------

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

予算科目
款 項 目 節 細 節
()

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為伺累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名		
----	--	--

起工理由			
------	--	--	--

番号	第 号	場所	
----	-----	----	--

執行区分		設計金額	
------	--	------	--

完成日	年 月 日	工期（日数）	
-----	-------	--------	--

設計内容								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の3の2

起工変更伺書

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
部長	課長	副課長	班長	担当者	監理員	副監理員

事業名	支出負担行為伺 No
-----	------------

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

予算科目	支出負担行為伺	年度	No
款 項 目 節 細 節			
	変更前金額		
()	変更後金額		
金額			

予算現額	支出負担行為伺累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名		
----	--	--

起工理由			
番号	第 号	場所	
執行区分		設計金額	(前) (後)
完成日	(前) 年 月 日 (後) 年 月 日	工期(日数)	(前) (後)
設計内容			

支払先	法人・個人名 代表者名 住所							
保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の4

支出負担行為書（一般）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
		部長	課長	副課長	班長	担当者

事業名	支出負担行為 No
-----	-----------

支出負担行為日	年	月	日
---------	---	---	---

予算科目
款 項 目 節 細 節
()

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為何累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名		
----	--	--

支払先	法人・個人名 代表者名 住所
-----	----------------------

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認
------	-------------	------	------	------	------	------	------	------

第19号様式の5

支出負担行為書（工事・委託）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
		部長	課長	副課長	班長	担当者

事業名	支出負担行為 No
-----	-----------

支出負担行為日	年	月	日
---------	---	---	---

予算科目
款
項
目
節
細節
()

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為何累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名		
----	--	--

番号	第 号	場所	
執行区分		設計金額	
完成日	年 月 日	工期（日数）	
入札保証金			
契約保証金			

支払先	法人・個人名						
	代表者名						
保存年限	住所						
	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査 公印承認

第19号様式の6

変更支出負担行為書（一般）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
		部長	課長	副課長	班長	担当者

事業名	支出負担行為 No
-----	-----------

支出負担行為日	年	月	日	支出負担行為	年度	No
---------	---	---	---	--------	----	----

予算科目		変更前支出負担行為額
款	()	
項目		変更後支出負担行為額
目		
節		
細節		

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為何累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名	
----	--

支払先	法人・個人名 代表者名 住所
-----	----------------------

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の7

変更支出負担行為書（工事・委託）

年度

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
		部長	課長	副課長	班長	担当者

事業名	支出負担行為 No
-----	-----------

支出負担行為日	年 月 日	支出負担行為	年度 No
---------	-------	--------	-------

予算科目		変更前支出負担行為額 変更後支出負担行為額
款 項 目 節 細 節	()	

金額	
----	--

予算現額	支出負担行為伺累計額	支出負担行為累計額	予算残額
------	------------	-----------	------

件名		
----	--	--

番号	第 号	場所	
執行区分		設計金額	(前) (後)
完成日	(前) (後)	工期（日数）	(前) (後)

支払先	法人・個人名 代表者名 住所
-----	----------------------

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第19号様式の8を削る。

第28号様式から第31号様式までを次のように改める。

第28号様式の2 削除

第28号様式の3

口座振替明細表

年 月 日

依頼人コード

取扱銀行名

銀行	支店	種別	口座番号	名義人名	金額
----	----	----	------	------	----

総件数

総金額

第29号様式

〒

様

口座振替通知書

次のとおり、ご指定の金融機関の預金口座に振込の手続きをしましたので、通知します。

和歌山市企業局 企業出納員

振替日		種別・口座番号	
金融機関		振替総額	
名義人			

	支出伺番号	内容	担当課	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
			小計	

※ 次の場合は、口座振替申出書（HPに掲載）を提出してください。

- ① 住所、法人等の名称や代表者名を変更するとき。
- ② 振替先金融機関や口座番号・口座名義人を変更するとき。

第30号様式

資金前渡・概算払整理簿

年 月 日現在

支出伺日

年 月 日～

年 月 日

(単位 円)

支出伺No	支出年月日 精算日	勘定科目	支払先	支出額	精算額	追給、戻入額	件名

第31号様式

精算書

年度

	課長	副課長	班長	担当者
経理課長	副課長	経理班長	審査	経理班担当者
			監理員	副監理員

事業名

支出伺 No

精算日

年 月 日

受領日

年 月 日

予算科目・勘定科目

款
項
目
節
節
細節

受領額

使用額

過不足額

件名

上記のとおり精算します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市公営企業管理者

氏名

印

保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第31号の2様式を削る。

第32号様式及び第33号様式を次のように改める。

第32号様式及び第33号様式 削除

第36号様式を次のように改める。

第36号様式

年度

返納依頼伝票兼物品返納伝票

			課長	副課長	班長	物品取扱員	担当者
					企業出納員 契約課長	物品取扱 主任	担当者

区 分	日 付	年	月	日	整理No. 負担No.
-----	-----	---	---	---	----------------

予算 区分	
----------	--

摘 要	
--------	--

業 者	
-----	--

品名 / 規格	数 量	単 価	金 額	摘 要
計				
消費税				
合 計				

第36号様式の2及び第36号様式の3を削る。

第37号様式を次のように改める。

第37号様式

年度

庫出依頼伝票兼物品庫出伝票

			課長	副課長	班長	物品取扱員	担当者
					企業出納員 契約課長	物品取扱 主任	担当者

区 分	日 付	年 月 日	整理No.
-----	-----	-------	-------

予算 区分	
----------	--

摘要	
----	--

業者	
----	--

品名 / 規格	数 量	単 価	金 額	摘 要
計				

第37号様式の2及び第37号様式の3を削る。

第38号様式及び第39号様式を次のように改める。

第38号様式 削除

第39号様式

受領書

年 月 日

住 所
氏 名 様

件名： _____

和歌山市公営企業会計規程第70条第1項の規定に基づき、上記件名に係る預り保証金として次の有価証券を受領いたしました。

証券額面金額： _____

内訳

証券種別	
記号番号	
額 面	
利 札	
枚 数	
備 考	

和歌山市企業出納員 _____

(宛先) 和歌山市企業出納員

上記の有価証券を還付により受領しました。

年 月 日

住 所
氏 名 印

(注意) この書類は、有価証券の還付のときに必要ですから大切に保管してください。

第39号様式の2を削る。

第40号様式及び第40号様式の2を次のように改める。

第40号様式

保証金還付請求書

（現金の場合）

1 件名： _____

2 保証金納入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 請求金額： _____

上記のとおり保証金を還付されたく請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
氏 名 印

上記保証金の還付理由が成立したことを証明する。

所属
職氏名 印

第40号様式の2

保証金還付請求書

（有価証券の場合）

1 件名：_____

2 有価証券納入日：_____年____月____日

3 証券額面金額：_____

内訳

証券種別	
記号番号	
額 面	
利 札	
枚 数	
備 考	

上記のとおり有価証券を還付されたく請求します。

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
氏 名 印

上記保証金の還付理由が成立したことを証明する。

所属
職氏名 印

第40号様式の3を削る。

第42号様式及び第42号様式の2を次のように改める。

第42号様式

物品(購入・修繕)要求書兼支出負担行為伺書

管理者	局長	部長	課長	副課長	班長	担当者
経営管理部長	契約課長	副課長	調達班長	担当者	監理員	副監理員

予定番号 契約 No

起案日	年 月 日	事業執行予定額						
決裁日	年 月 日	消費税						
品名/規格	数量	単位	単価	金額				
		年 月 日						
		円	最低制限価格					
契約方法								
同等品不可	同等品不可 <input type="checkbox"/> 理由:							
年度	事業名							
会計								
款 項 目 節 細節								
予算現額	円		予算残額	円				
保存年限	1 3 5 10 30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	公印承認

第42号様式の3を削る。

第43号様式を次のように改める。

第43号様式

物品（修繕）検収書

会	計			
事	業	名		
支出負担行為番号		契約日	年	月 日
科 目	款			
	項			
	目			
	節			
	細節			

発注額（税込）	発注額（税抜）	検収	検収補助
			納入日 年 月 日

件名	
納品場所	
納期	
契約先	

	品名／規格	数量	税抜単価	税抜額
			円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

物品取扱員様

上記物品を交付します。

企業出納員

第43号様式の2を削る。

第44号様式の2を次のように改める。

第44号様式の3を削る。

第45号様式を次のように改める。

第50号様式

資金予算表

年 月分

（単位 円）

区 分	科 目	前月までの 執行額	当月執行額	合 計	月 予定額	月 予定額	月 予定額
受 入 資 金							
		合 計					

第50号様式の2

資金予算表

年 月分

（単位 円）

区 分	科 目	前月までの 執行額	当月執行額	合 計	月 予定額	月 予定額	月 予定額
支 払 資 金							
	合 計						
差	引						
前年度及び前月より繰越							
翌 月 へ 繰 越							

第52号様式及び第53号様式を次のように改める。

第52号様式

年度 当初予算要求書

予 算 科 目	当 年 度 当初予定額	前 年 度 当初予定額	増 減 額	備 考
款				
項				
目				

節・細節	当 年 度 当初予定額 (千円)	前 年 度 当初予定額 (千円)	増 減 額 (千円)	当年度算出基礎	前年度算出基礎

第57号様式の2

予算配当（事業）替通知書

年度

経理課長	副課長	財務経営班長	担当者
			確認者

事業名	流用 No
-----	-------

決定日	年	月	日
-----	---	---	---

金額	
----	--

件名	
----	--

流用・充当を受ける科目		流用・充当をする科目	
課	事業	課	事業
款 項 目 節 節 細節		款 項 目 節 節 細節	
()		()	
予算額		予算額	
負担行為累計額		負担行為累計額	
流用・充当前予算残額		流用・充当前予算残額	
流用・充当額		流用・充当額	
予算残額		予算残額	

保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第58号様式

予算流用（繰戻）替通知書

年度

経理課長	副課長	財務経営班長	担当者
確認者			

事業名	流用 No
-----	-------

決定日	年	月	日
-----	---	---	---

金額	
----	--

件名	
----	--

流用・充当を受ける科目		流用・充当をする科目	
課	事業	課	事業
款 項 目 節 細節		款 項 目 節 細節	
()		()	
予算額		予算額	
負担行為累計額		負担行為累計額	
流用・充当前予算残額		流用・充当前予算残額	
流用・充当額		流用・充当額	
予算残額		予算残額	

保存年限	1	3	5	10	30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第58号様式の2

予備費充当通知書

年度

経理課長	副課長	財務経営班長	担当者
			確認者

事業名	充当 No
-----	-------

決定日	年	月	日
-----	---	---	---

金額	
----	--

件名	
----	--

流用・充当を受ける科目		流用・充当をする科目	
課	事業	課	事業
款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
()		()	
予算額		予算額	
負担行為累計額		負担行為累計額	
流用・充当前予算残額		流用・充当前予算残額	
流用・充当額		流用・充当額	
予算残額		予算残額	

保存 年限	1 3 5 10 30	文書 分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市公営企業会計規程の様式による用紙は、この規程による改正後の和歌山市公営企業会計規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

（令和4年3月31日揭示済）

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第3号

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次の表に掲げる組織の長は、別表第1共通決裁事項の一般に関する事項及び人事に関する事項並びに別表第2個別決裁事項の当該組織に関する事項について課長とみなして当該規定を適用する。ただし、決裁責任者が部長以上のときは、当該組織の属する課の課長の決定を受けた上で回付しなければならない。

組織名							
営業課量水器班 出島浄水場 六十谷第1・第2浄水場 和歌川終末処理場 北部終末処理場							

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第8号イ及びウを次のように改める。

イ	ウ以外の物品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	500万円以上のもの			○	100万円以上のもの
ウ	単価契約を結んでいる物品の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第10号ア及びビを次のように改める。

ア	イ以外の物品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの		○（直接購入できる物品を除く。）	100万円以上のもの
イ	単価契約を結んでいる物品の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第11号ア及びビを次のように改める。

ア	イ以外の物品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの		○（直接購入できる物品を除く。）	100万円以上のもの
イ	単価契約を結んでいる物品の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第13号ア及びビを次のように改める。

ア	イ以外の物品	100万円	500万円	1,000	1,000		○（直接購	100万円
---	--------	-------	-------	-------	-------	--	-------	-------

の購入	未満のもの	未満のもの	万円未満のもの	万円以上のもの		入できる物品を除く。）	以上のもの
イ 単価契約を結んでいる物品の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第16号ア及びイを次のように改める。

ア イ以外の委託料	100万円 未満のもの	1,000 万円未満のもの	3,000 万円未満のもの	3,000 万円以上のもの	○	50万円以上の随意契約のもの	1,000 万円以上のもの
イ 建設工事に係る調査・設計業務委託料	100万円 未満のもの	1,000 万円未満のもの	3,000 万円未満のもの	3,000 万円以上のもの	○	○	1,000 万円以上のもの

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第19号アを次のように改める。

ア イ以外の修繕	100万円 未満のもの	500万円 未満のもの	1,000 万円未満のもの	1,000 万円以上のもの	○	○	500万円以上のもの
----------	----------------	----------------	------------------	------------------	---	---	------------

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第22号中イを削り、同号ウを同号イとし、同項第25号を次のように改める。

(25) 薬品費	ア イ以外の薬品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	500万円以上のもの		○	○	100万円以上のもの
	イ 単価契約を結んでいる薬品の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第26号を次のように改める。

(26) 材料費	ア イ以外の材料の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	500万円以上のもの		○	○	100万円以上のもの
	イ 単価契約を結んでいる材料の購入	○					○（直接購入できる物品を除く。）	

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第41号アを次のように改める。

ア イ以外の物品の購入	100万円 未満のもの	500万円 未満のもの	1,000 万円未満のもの	1,000 万円以上のもの	○	○	100万円以上のもの
-------------	----------------	----------------	------------------	------------------	---	---	------------

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第42号アを次のように改める。

ア イ以外の物品の購入	100万円 未満のもの	500万円 未満のもの	1,000 万円未満のもの	1,000 万円以上のもの	○	○	100万円以上のもの
-------------	----------------	----------------	------------------	------------------	---	---	------------

			もの	もの			
--	--	--	----	----	--	--	--

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第43号アを次のように改める。

ア イ以外の物品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの	○	○	100万円以上のもの
-------------	------------	------------	--------------	--------------	---	---	------------

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第5項第6号を次のように改める。

(6) 行政財産の目的外使用の許可	更新のもの又は定例のもの		新規のもの		○		新規のもの
-------------------	--------------	--	-------	--	---	--	-------

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第6項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 共通決裁事項の表備考4中「ウ」を「イ」とし、同備考を同表備考5とし、同表備考3中「(8)のイの(イ)、(10)のアの(イ)、(16)のアの(イ)及びイの(イ)、(19)のアの(イ)、(22)のイ、」及び「(41)のアの(イ)、(42)のアの(イ)並びに(43)のアの(イ)」を削り、同備考を同表備考4とし、同表備考2中「(2)支出負担行為(実施伺いを含む。)に関する(8)のイの(イ)、(10)のアの(イ)、(11)のアの(イ)、(13)のアの(イ)、(16)のイの(イ)、(19)のアの(イ)、(22)のイ、(25)のアの(イ)、(26)のアの(イ)、(41)のアの(イ)、(42)のアの(イ)及び(43)のアの(イ)」を「(1)収入に関する(1)、(2)、(4)、(5)、(6)のイ、(7)、(8)のイ、(9)のイ及びイ、(10)のウ、(11)のイ、(12)並びに(13)に限る。」に改め、「合議するとともに、同表の規定により、指定合議先に」を削り、同備考を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 この表の規定にかかわらず、各課からの依頼により契約課で競争入札に付し、その結果をもって各課で契約をするものは、別途契約確定の伺いを必要とする。

別表第2 個別決裁事項の経営管理部に関する事項の表契約課の項第6号中「業者選定、入札等に関する(8)のイの(イ)」を「入札を行うこと。」に改め、同項第12号中「業務委託の業者選定、入札等に関する(8)のイの(イ)」を「業務委託及び賃貸借に係る入札を行うこと。」に改め、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

13 工事及び建設コンサルタント業務並びに物品の購入及び修繕の契約(単価契約を除く。)を締結すること。	500万円未満のもの	500万円以上のもの				
---	------------	------------	--	--	--	--

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第4号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程(平成12年水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項第1号イ中「並びにそれらに係る実施設計」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第5号

和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局水道技術管理者規程（平成18年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年条例第75号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条の見出しを「水道技術管理補助者の設置等」に改め、同条第1項中「させるため、補助者を置くことができる」を「し、当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者（以下「技術管理補助者」という。）を置く」に改め、同条第2項中「第2条第1項各号」を「技術管理補助者は、第2条第1項各号」に改め、「は、当該所掌する職務について補助者となるものとする」を「をもって充てる」に改め、同条第3項及び第4項中「補助者」を「技術管理補助者」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（職務代理者）

第5条 技術管理者が事故その他の事由により不在のときは、技術管理補助者のうち、条例第4条に定める資格を有する者の中から、公営企業管理者が技術管理者の職務代理者を指名する。

第6条中「和歌山市企業局文書」の次に「取扱」を、「専決者（専決区分の課長に限る。）」の次に「の」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第7号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第2条第2項の規定により排水設備等指定工事店として令和4年3月18日付けで新たに指定したので、同条例第18条第1号の規定により告示する。

令和4年3月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

指定工事店番号	指定工事店名	所在地	代表者名
第947号	高田住設	和歌山市岩橋1081-7	高田庄吾
第948号	株式会社サニービルド	和歌山市鳴神248-7	進藤良太
第949号	武尚	和歌山市栄谷976-26	奥田武志
第950号	有限会社日翔開発	和歌山市田尻198	代表取締役 藤本悠貴
第951号	株式会社ReR	和歌山市八番丁9	代表取締役 白井康祐
第952号	ヤマトクリーンサービス	和歌山市北島466-1	山田武志
第953号	日化メンテナンス株式会社 阪和営業所	和歌山市六十谷180-25	所長 鳴神俊基

（令和4年3月18日揭示済）

和歌山市企業局告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和4年4月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

小雑賀1丁目、小雑賀2丁目、今福5丁目、紀三井寺、西浜3丁目、新高町の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

加太、島橋北ノ丁、松江の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 今福5丁目、紀三井寺、西浜3丁目、新高町、加太、島橋北ノ丁、松江の各一部

合流式 小雑賀1丁目、小雑賀2丁目の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和4年4月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和4年3月18日揭示済)

和歌山市企業局告示第9号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定によりその例によることとされている地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は営業課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年3月29日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

(登載省略)

(令和4年3月29日揭示済)

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第2号

和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山市消防局長 吉野楠哉

和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程

和歌山市消防吏員服装規程（平成7年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「救急衣」を「感染防護衣」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月22日揭示済）

消防局訓令第3号

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市消防文書取扱規程（平成4年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 文書 紙文書及び電磁的記録をいう。

第2条第4号イ中「公文書」を「もの」に改め、同条中第13号を第16号とし、第5号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 電磁的記録 公開条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。

(6) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(7) 紙文書 帳簿、伝票、電報、口頭又は電話による事項を記録したもの、図面、記録その他の事務を処理するために必要な書類（電磁的記録媒体から出力され、又は採録されたものを含む。）であつて、電磁的記録以外のものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(17) 電子情報処理システム 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、事務処理を行うことのできる装置をいう。

第4条（見出しを含む。）中「文書」を「紙文書」に改める。

第13条第1号中「文書は」を「紙文書は」に、「文書の」を「紙文書の」に、「文書に」を「紙文書に」に改め、同号ア及びイ中「文書」を「紙文書」に改め、同条第2号中「文書」を「紙文書」に改め、同条第5号中「文書は」を「紙文書は」に改める。

第14条の見出し中「到達文書」を「到達紙文書」に改め、同条第1項中「文書は」を「紙文書は」に、「指令班員」を「指令課員」に改め、同条第2項中「文書を」を「紙文書を」に、「当該文書」を「当該紙文書」に改める。

第15条の見出し中「文書」を「紙文書」に改め、同条中「文書を」を「紙文書を」に改める。

第26条中「文書」を「紙文書」に改める。

第29条中「第28条」を「前条」に改める。

第30条を次のように改める。

（電磁的記録の処理等の特例）

第30条 電磁的記録は、当該電磁的記録の情報が、電子情報処理システムに記録される場合に限り、当該電子情報処理システムにより処理することができる。

2 前項の規定により処理する場合においては、第12条、第13条、第16条、第18条、第20条から第22条まで、第24条から前条まで、第31条から第36条まで、第38条第2項、第40条の2、第40条の3及び第42条の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により処理するときは、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、あらかじめ総務課長の承認を得なければならない。

第33条第1項中「庁外文書」の次に「（電磁的記録を除く。）」を加える。

第35条第2号中「文書」を「紙文書」に改める。

第38条第2項中「基準及び分類」を「基準等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 文書分類表の項目の新設、廃止又は内容の変更については、総務課長に協議しなければならない。

第40条の見出し中「完結文書」を「紙文書」に改め、同条第1項中「完結文書」を「完結した紙文書」に改

め、同条第2項中「完結文書」を「紙文書」に改める。

第40条の次に次の2条を加える。

（電磁的記録の整理）

第40条の2 文書主任は、完結した電磁的記録を次により整理しなければならない。

- （1）所属長が指定する組織共用の電磁的記録媒体の組織共用部分に記録すること。
- （2）電磁的記録媒体に年度別かつ分類項目別の領域を設定し、当該領域内に記録すること。
- （3）電磁的記録媒体（外部記憶装置のうち、補助記憶装置と記録媒体が一体でないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に保存するときは、同一の電磁的記録媒体には、2以上の年度又は分類項目にわたって記録しないこと。
- （4）電磁的記録媒体の大きさ、量、形態等に応じて、適当な保管庫、箱、袋等に収納するとともに、収納した保管庫、箱、袋等には、その適当な場所に、完結年度、保存期間、文書分類番号その他所定の事項を記載すること。
- （5）電磁的記録のうち保存を行うものについては、前条第1項に準じて編集しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により整理した電磁的記録の作成状況について、所属長に報告を求めることができる。

（電磁的記録への変換等）

第40条の3 紙文書は、適当な方法により電磁的記録に変換し、保存することができる。

2 前項の規定により保存した電磁的記録を正本として取り扱うときの紙文書は、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、写しとして保存するものとする。

3 所属長は、前2項の規定により保存しようとするときは、事前に総務課長に協議しなければならない。

第42条に次の1項を加える。

5 所属長は、電磁的記録を保存するに当たっては、記録の毀損、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように厳重に管理し、必要に応じて電磁的記録媒体の交換等を行うことにより、適正かつ確実に利用できる方法で保存しなければならない。

第46条に次の1項を加える。

2 廃棄する電磁的記録については、所属長が、その記録内容等が不適正に漏えいすることがないよう、電磁的記録媒体の初期化その他記録媒体の特性に応じて適切な方法により処分しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済）